

第五次北本市男女行動計画

北本市男女共同参画プラン

素案

平成 29 年 ● 月

北本市

目次

I	計画策定の趣旨	1
	1. 計画策定の目的	1
	2. 計画策定の背景	2
	3. 計画の性格	5
	4. 計画の期間	6
II	男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題	7
	1. 統計からみる本市の現状	7
	2. 男女共同参画に関する意識の状況	14
	3. 第四次計画の評価	22
	4. 課題のまとめ	25
III	計画策定の方向	27
	1. 基本理念と基本目標	27
	2. 施策体系	30
	3. 数値目標	32
IV	施策の展開	33
	基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	33
	基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり	37
	基本目標3 心豊かな生活の基盤づくり	47
	基本目標4 あらゆる暴力の根絶	55
	基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化	66
V	資料編	70

I 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国において、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

本市では、「北本市男女行動計画」を策定した平成6年以降、「第二次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」、「第三次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」、「第四次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」を通じて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきました。

平成18年には、男女共同参画の推進に向けて「北本市男女共同参画推進条例」を施行し、市と市民、事業者やその他の機関の責務を明示するとともに男女共同参画に関して講じた施策の状況を公表すること等を定めました。

この間、男女を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。社会全体で少子高齢化や人口減少が加速していることに加え、不安定な経済状況などの影響もあり、人々の価値観や生活スタイルに変化や多様性をもたらしています。こうした変化の中で、経済成長の担い手としての女性の可能性が注目されており、国は、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を公布し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する方向が示されました。これにより、多様な経験や価値観が反映された新たな市場の開拓などが期待されています。

このような男女共同参画を取り巻く社会環境を踏まえ、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、「第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

国際連合が昭和50年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、昭和54年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

【近年の動き】

◆UN Women（ジェンダー^{※1}平等と女性のエンパワーメント^{※2}のための国連機関）正式発足

平成22年の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合して平成23年に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が正式に発足されました。UN Womenは、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動を先導、支援、統合する役割を果たしています。

◆第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）

平成27年が「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、同年に「北京+20」（第59回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。ここでは、「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明され、また、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。

◆「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{※3}」では、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

■男女共同参画に関する主な世界の動き

年	できごと
昭和50(1975)年	国際婦人年世界会議で「世界行動計画」の採択
昭和54(1979)年	「女子差別撤廃条約」採択
昭和60(1985)年	第3回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成7(1995)年	第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択
平成12(2000)年	国連特別総会「女性2000年会議」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）採択
平成22(2010)年	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）
平成23(2011)年	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足
平成27(2015)年	第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

※1 ジェンダー：生物学的意味合いからみた男女の性区別をセックスと呼ぶのに対して、社会的・文化的意味合いからみた男女の性区別のことをいう。

※2 女性のエンパワーメント（Empowerment）：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

※3 アジェンダ：会議における検討課題のこと。

(2) 国の動向

国においては、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

【近年の動き】

◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正

平成 25 年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改められました。

同年に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」では、施策の推進に関する基本的な事項が定められており、市町村においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が努力義務とされています。

◆「女性活躍推進法」施行

平成 27 年、女性の採用・登用・能力開発等のため、「女性活躍推進法」が成立し、労働者が 301 人以上の国や地方公共団体、民間事業主について、女性の活躍に関する状況の把握と「事業主行動計画」の策定・公表が義務付けられるなど、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められています。

◆「第 4 次男女共同参画基本計画」策定

長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況や、働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、依然として様々な課題が存在しており、世代を越えた男女の理解のもと、それらを解決していくため、平成 27 年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

■男女共同参画に関する主な国の動き

年	できごと
平成 11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
平成 17(2005)年	「第 2 次男女共同参画基本計画」策定
平成 22(2010)年	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定
平成 25(2013)年	「DV防止法」改正
平成 27(2015)年	「女性活躍推進法」施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定

(3) 埼玉県の動向

埼玉県においては、国際婦人年からの世界や国の動きを背景として、時代に応じて行動計画等の見直しを重ね、平成 29 年に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

【近年の動き】

◆埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）の開設

平成 14 年、男女共同参画社会づくりの総合的な拠点として、埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）を開設しました。

◆埼玉県女性キャリアセンターの開設

平成 20 年、子育て期の女性の再就職を支援するため、埼玉県女性キャリアセンターを開設しました。

◆「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定

平成 29 年度を初年度とする新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

そのなかでは、基本目標の一つ「経済社会における女性の活躍が更に広がる」を「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画として位置付けるとともに、「埼玉県版ウーマノミクス^{※4}プロジェクト」を展開し、働く場における女性の活躍推進に重点的に取り組んでいます。

平成 29 年、配偶者等からの暴力防止について、市町村の取組に対する支援を充実し、県全体の暴力防止対策を推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」を策定しました。

(4) 本市の動向

本市では、平成 6 年に「北本市男女行動計画」、平成 13 年には「第二次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」を策定し、様々な分野で男女共同参画に関する施策を推進してきました。

【近年の動き】

◆「北本市男女共同参画推進条例」施行・「北本市男女共同参画都市宣言」

平成 18 年 7 月に「北本市男女共同参画推進条例」が施行され、男女の人権が尊重され個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けての市や市民、事業者等の責務を明らかにしました。また、同年 11 月には「北本市男女共同参画都市宣言」を行っています。

◆「北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」毎年度の推進管理の開始

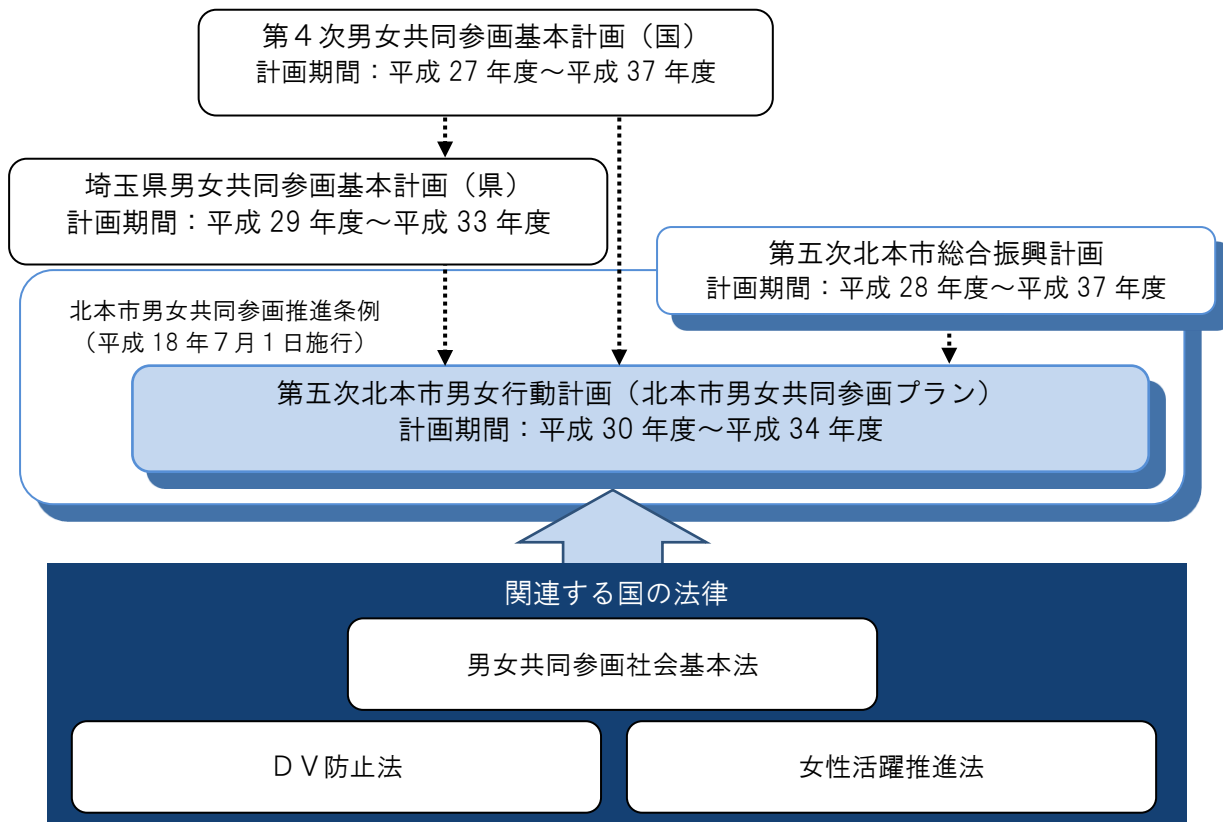
平成 20 年度からは男女共同参画に関する年次報告書を作成し、毎年度計画の進捗状況を取りまとめるとともに、男女共同参画の視点からの配慮度チェックを行い、計画の推進管理を行っています。

※4 ウーマノミクス：「ウーマン」（女性）＋「エコノミクス」（経済）を組み合わせた造語。女性の活躍による経済の活性化、働き手としても消費者としても女性のパワーがけん引する経済のあり方を意味する。

3. 計画の性格

- (1) 本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「北本市男女共同参画推進条例」第 11 条第 1 項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」や「第五次北本市総合振興計画」を踏まえるとともに、関連する市の諸計画との整合を図りながら策定しました。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- (5) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (6) 本計画は、北本市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、「第四次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」の進捗状況や課題を整理し平成 28 年 10 月に実施した「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果や、平成 28 年 12 月に実施した「第五次北本市男女行動計画策定のための事業者ヒアリングシート」の結果、平成 29 年 10 月に実施したパブリック・コメント制度等による市民の提言等をもとに策定します。
- (7) 本計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

■計画の位置付け



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	
第五次北本市総合振興計画（平成 28 年度～平成 37 年度）										
		第五次北本市男女行動計画 （北本市男女共同参画プラン）								

II 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

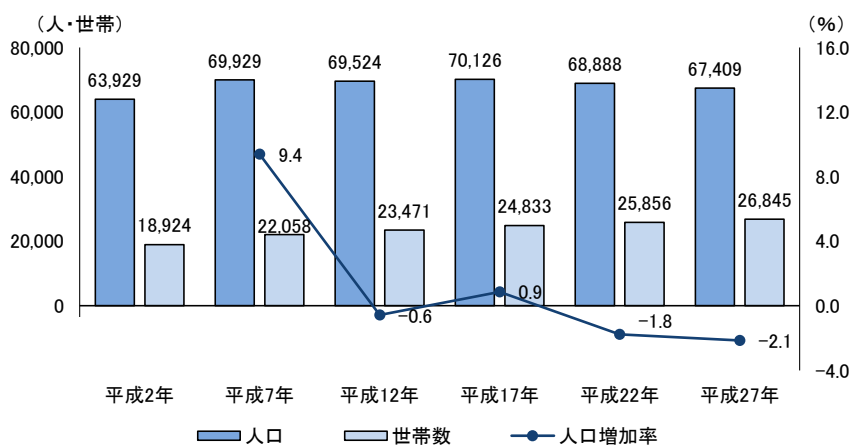
1. 統計からみる本市の現状

(1) 人口・世帯数の動向

①人口の推移

人口の推移をみると、平成27年10月1日現在の本市の人口は67,409人、世帯数は26,845世帯となっています。平成2年から7年までは、増加率は9.4%と人口は増加傾向にありましたが、平成12年以降は減少傾向となっています。一方、世帯数は増加しています。

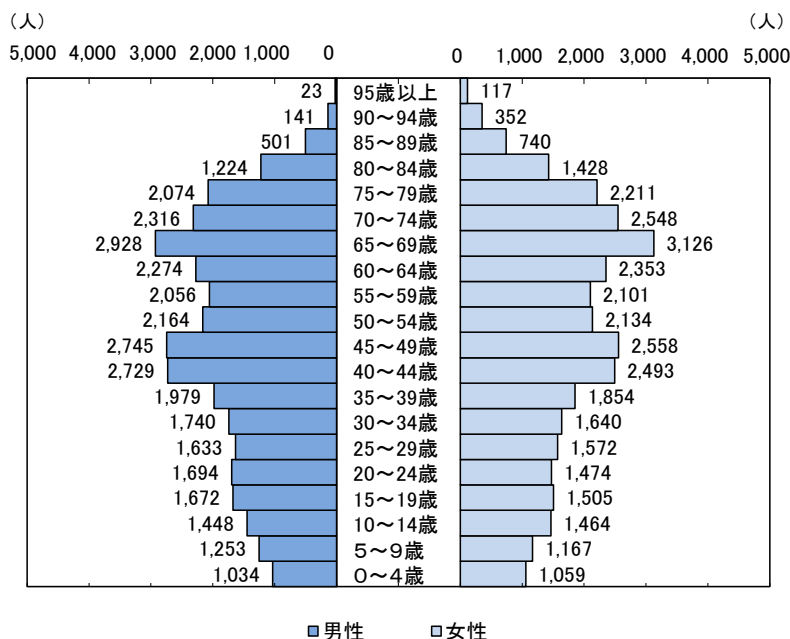
■人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

本市の人口ピラミッドをみると、65～69歳が最も多く、次いで40～49歳が多くなっています。

■人口ピラミッド

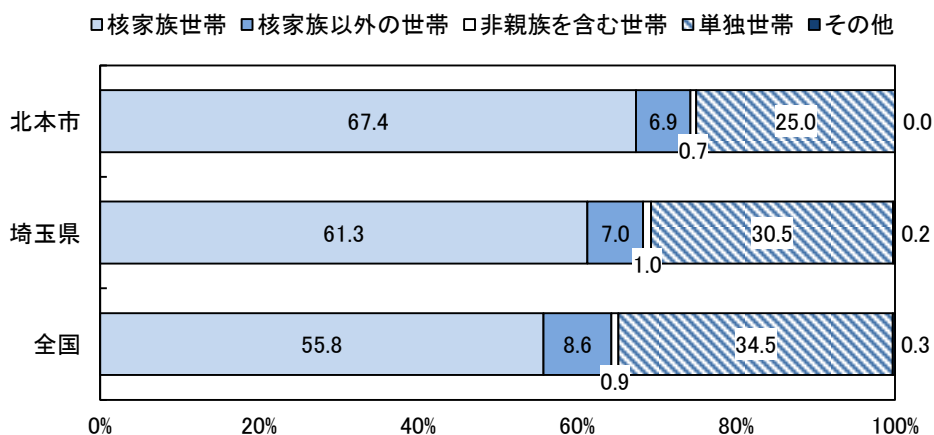


資料：住民基本台帳（外国人を含む）平成29年2月末現在

②世帯の推移

一般世帯※5構成比をみると、全国や埼玉県と比較して、本市は核家族世帯の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

■一般世帯構成比の比較（平成 27 年）



資料：国勢調査

本市における一般世帯数の推移をみると、「核家族世帯」と「核家族以外の世帯」の比率が減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。また、「母子世帯」と「父子世帯」の世帯数は平成 22 年に増加しているものの、平成 27 年に減少しています。

■北本市の一般世帯数の推移

年次	項目	核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計
		平成 17 年	世帯数	17,881	2,381	129	4,428	389
	構成比 (%)	72.0	9.6	0.5	17.8	1.6	0.2	100.0
平成 22 年	世帯数	18,035	2,128	220	5,464	421	66	25,847
	構成比 (%)	69.8	8.2	0.9	21.1	1.6	0.3	100.0
平成 27 年	世帯数	18,088	1,838	186	6,710	365	49	26,822
	構成比 (%)	67.4	6.9	0.7	25.0	1.4	0.2	100.0

資料：国勢調査

※5 一般世帯：次のいずれかの場合を示す。(1) 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人は、人数に関係なく雇主の世帯に含まれる）。(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者。(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

(2) 少子高齢化の進行

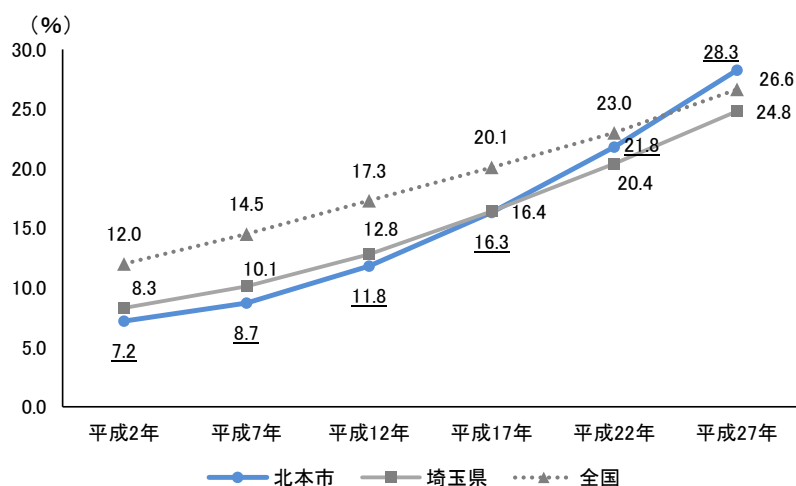
① 高齢者の推移

高齢化率※6の推移をみると、本市の高齢化率は平成17年まで全国、埼玉県を下回って推移していましたが、平成27年には全国、埼玉県を上回る、28.3%となっています。

平成27年の埼玉県における高齢化率の順位をみると、本市は埼玉県内で23番目に高くなっています。

また、高齢者人口※7の推移をみると、年々増加しており、10年間で男性は約3,500人、女性は約4,000人増加しています。

■ 高齢化率の推移

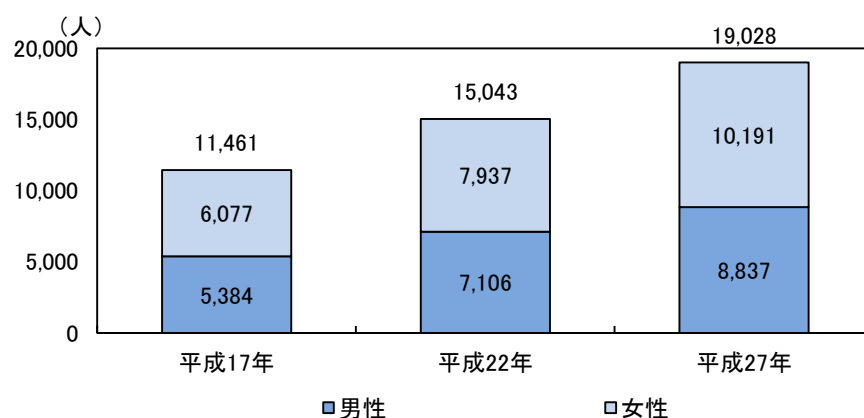


■ 埼玉県における高齢化率の順位

順位	市町村	高齢化率
	埼玉県	24.8%
1	鳩山町	38.9%
23	北本市	28.3%
63	戸田市	16.6%

資料：国勢調査

■ 高齢者人口の推移



資料：国勢調査

※6 高齢化率：高齢者人口が、総人口に占める割合。

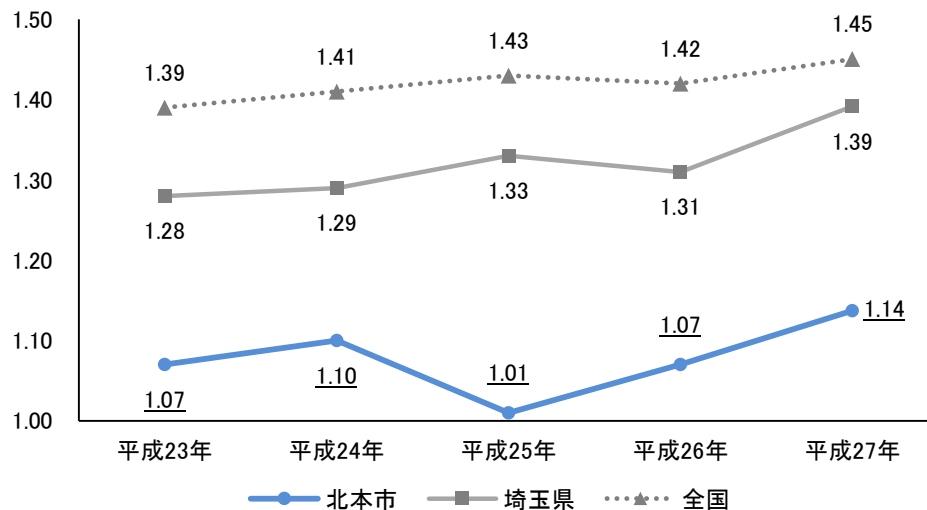
※7 高齢者人口：65歳以上の人口のこと。

②少子化の進行

合計特殊出生率^{※8}の推移をみると、本市は全国、埼玉県の数値を下回って推移しており、平成27年では1.14となっています。

本市の合計特殊出生率は、鴻巣保健所管内では最も低い水準となっています。

■合計特殊出生率



資料：鴻巣保健所管内の人口動態統計

■鴻巣保健所管内における合計特殊出生率の順位

順位	市町村	合計特殊出生率
	埼玉県	1.39
1	伊奈町	1.55
2	上尾市	1.43
3	桶川市	1.25
4	鴻巣市	1.24
5	北本市	1.14

資料：鴻巣保健所管内の人口動態統計

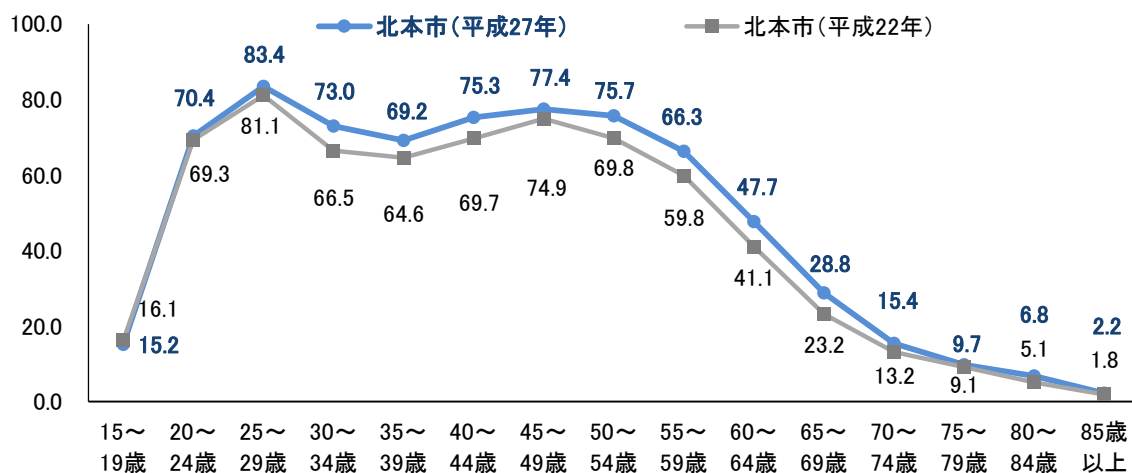
※8 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数。

(3) 就業に関する現状

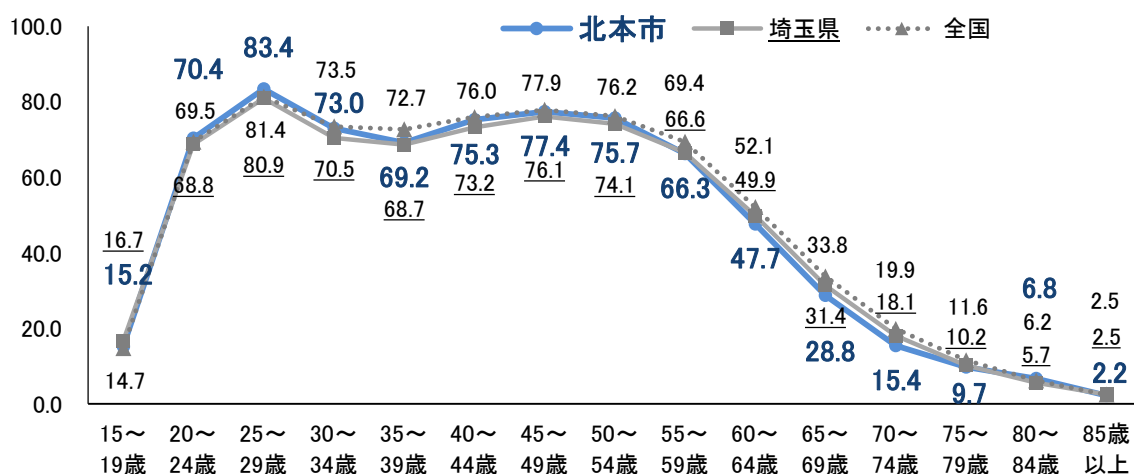
① 労働力率※⁹の推移

女性の年齢別労働力率をみると、平成22年と比較して15～19歳を除く全ての年齢で割合が高くなっています。年齢別にみると、20歳代では全国、埼玉県を上回って高くなっている一方、30歳代から50歳代前半は全国を下回って推移しています。

■女性の年齢別労働力率（経年比較）



■女性の年齢別労働力率（平成27年）



資料：国勢調査

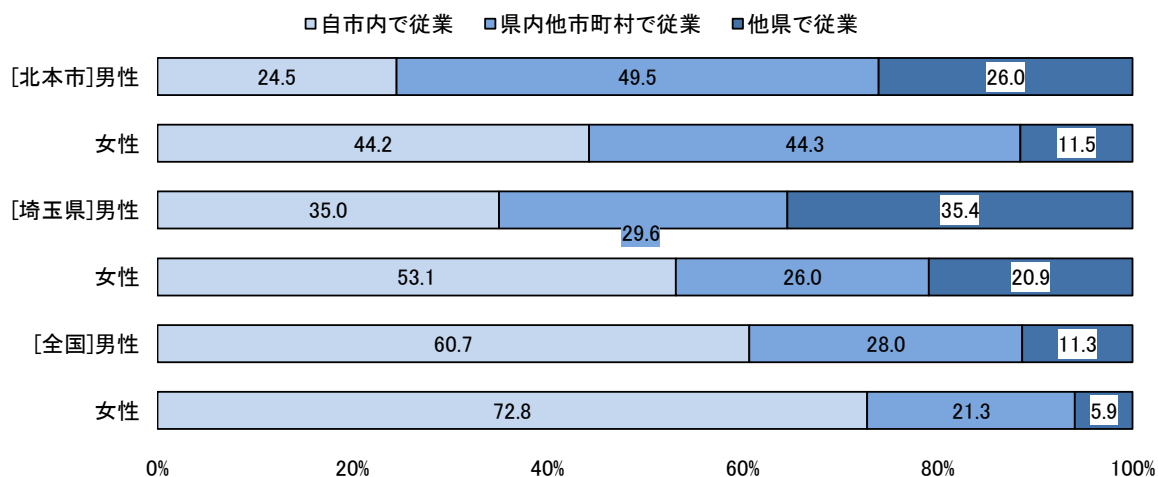
※⁹ 労働力率：就業者数と完全失業者数を合計した、労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。

②従業地

市内就業者の従業地別比率をみると、本市は男女ともに全国や埼玉県よりも「自市内で従業」の比率が少なくなっています。

性別にみると、女性の約4割が市内で従業しているのに対し、男性では2割半ばとなり、県内他市町村が約半数を占めています。

■就業者の従業地別比率（平成27年）



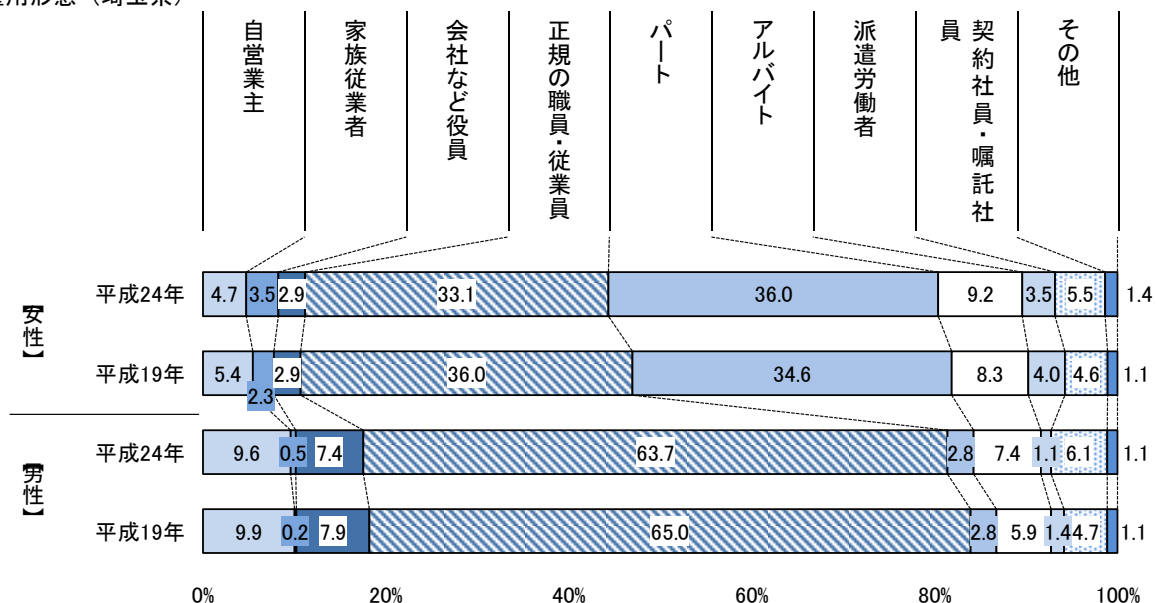
資料：国勢調査

③雇用形態

埼玉県の就業者の雇用形態について、平成24年と平成19年の比率を比較すると、男女ともに概ね同様の数値となっています。

性別にみると、女性では「パート」、「アルバイト」、「派遣労働者」、「契約社員・嘱託社員」を合計した非正規の職員・従業員の割合が5割を超えて多く、「正規の職員・従業員」が6割を占める男性と雇用形態に差がみられます。

■雇用形態（埼玉県）

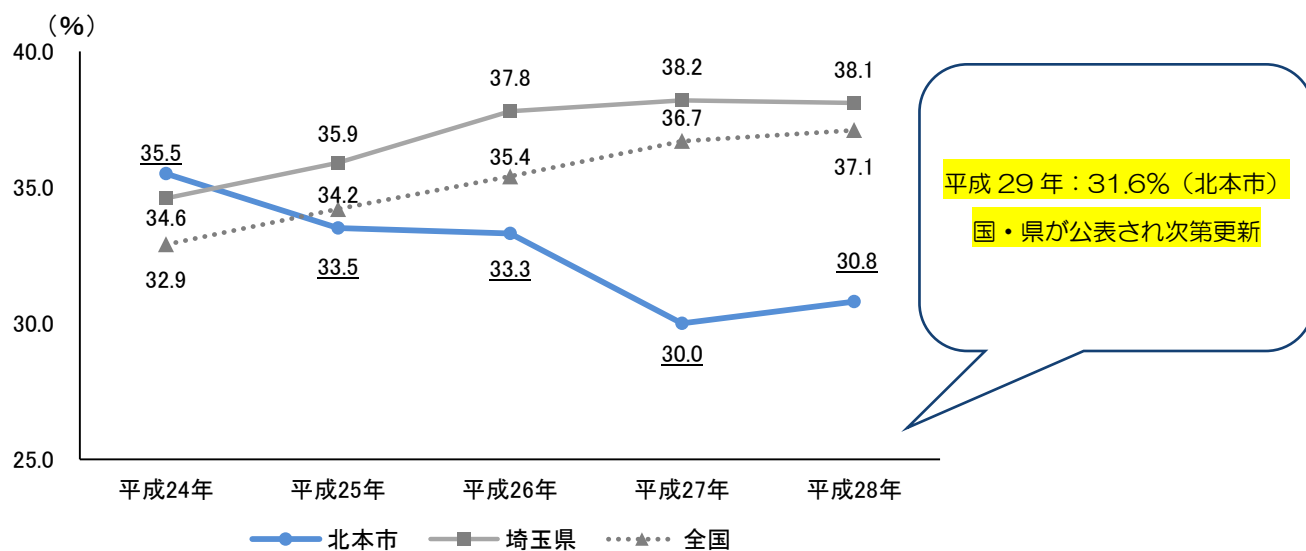


資料：就業構造基本調査

(4) 審議会等の委員における女性の割合

審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、過去5年間3割台で推移していますが、平成25年以降は減少傾向にあり、増加傾向にある全国、埼玉県との差が大きくなっています。

■ 審議会等の委員における女性の割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

2. 男女共同参画に関する意識の状況

(1) 調査概要

本計画の策定に向け、また、今後の男女共同参画に関する取り組みの重要な基礎資料とするため、市民の男女共同参画に関する意識・実態や、事業者の立場から見た男女共同参画に関する現状・課題等を把握することを目的として、平成 28 年 10 月に「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」（以下「市民アンケート調査」という。）を、平成 28 年 12 月に「第五次北本市男女行動計画策定のための事業者ヒアリングシート」（以下「事業者シート」という。）を実施しました。

■市民アンケート調査

調査の概要	
調査の設計	<ul style="list-style-type: none"> ○調査対象：北本市在住の 18 歳以上の市民 ○対象者数：2,000 人 ○標本抽出：年齢・地域等の層化法により、住民基本台帳から無作為抽出 ○調査方法：郵送配布・郵送回収 ○調査期間：平成 28 年 10 月 20 日～11 月 4 日 ○有効回収数：1,024（女性 566、男性 434、性別無回答 24） ○回収率：51.2%（女性 56.6%、男性 43.4%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 男女平等に関する意識について 2 家庭生活（家事・育児・介護）について 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について 4 職業生活について 5 配偶者等からの暴力などについて 6 北本市の男女共同参画の取り組みについて

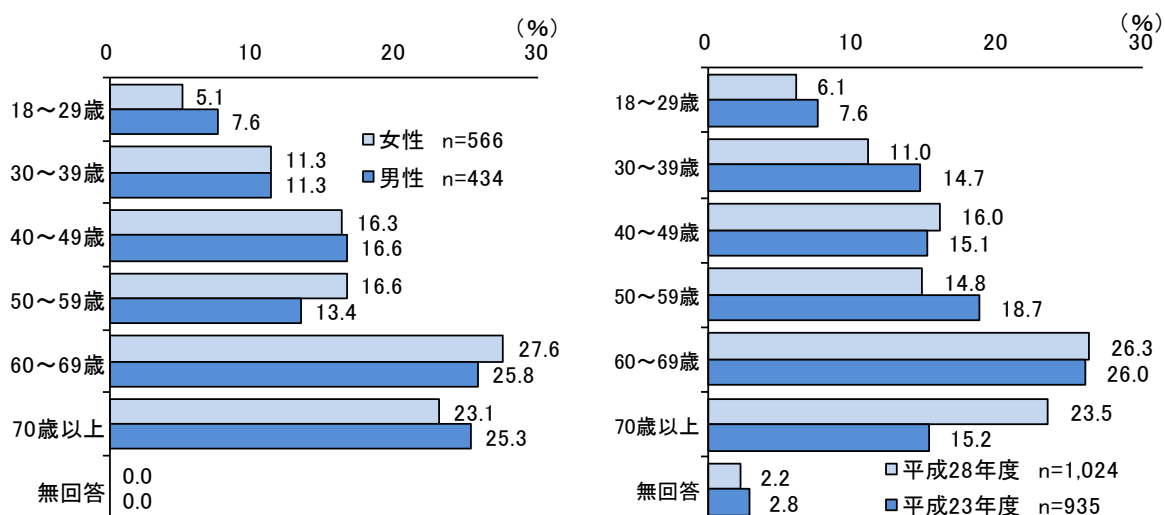
■事業者シート

調査の概要	
調査の設計	<ul style="list-style-type: none"> ○調査対象：従業員 10 人以上 300 人以下の市内事業所 ○対象者数：100 事業所 ○標本抽出：市内事業所から無作為抽出 ○調査方法：郵送配布・郵送回収 ○調査期間：平成 28 年 12 月 12 日～12 月 27 日 ○有効回収数：33 事業所 ○回収率：33.3%
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業所の状況について 2 女性従業員の実態について 3 女性の管理職登用について 4 ワーク・ライフ・バランスについて 5 セクシュアル・ハラスメントを防止する取り組みについて 6 今後の取り組みについて

(2) 市民アンケート調査

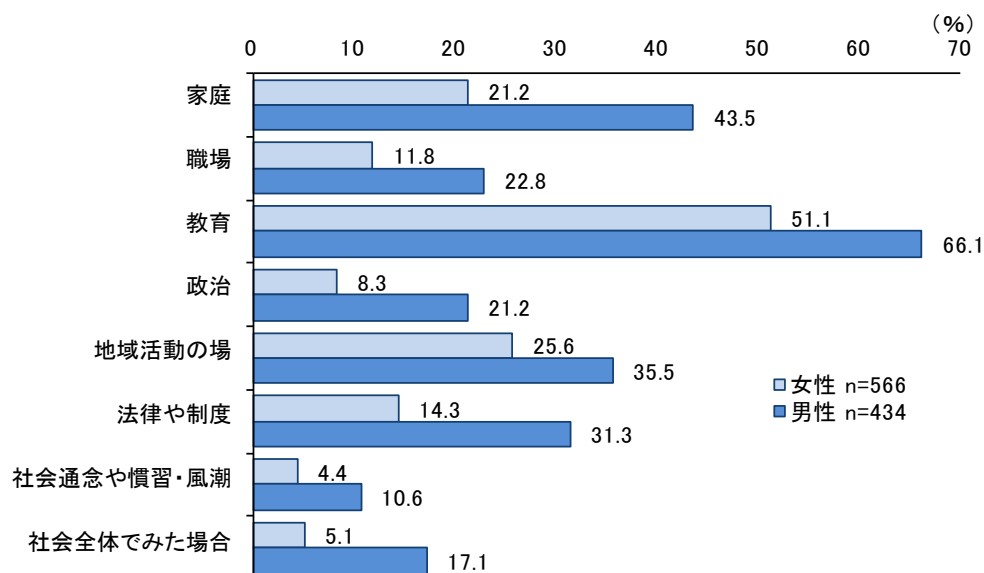
回答者の年齢については、男女ともに「60～69歳」が最も多く、次いで男女ともに「70歳以上」、次いで女性では「50～59歳」、男性では「40～49歳」となっています。

■回答者の属性

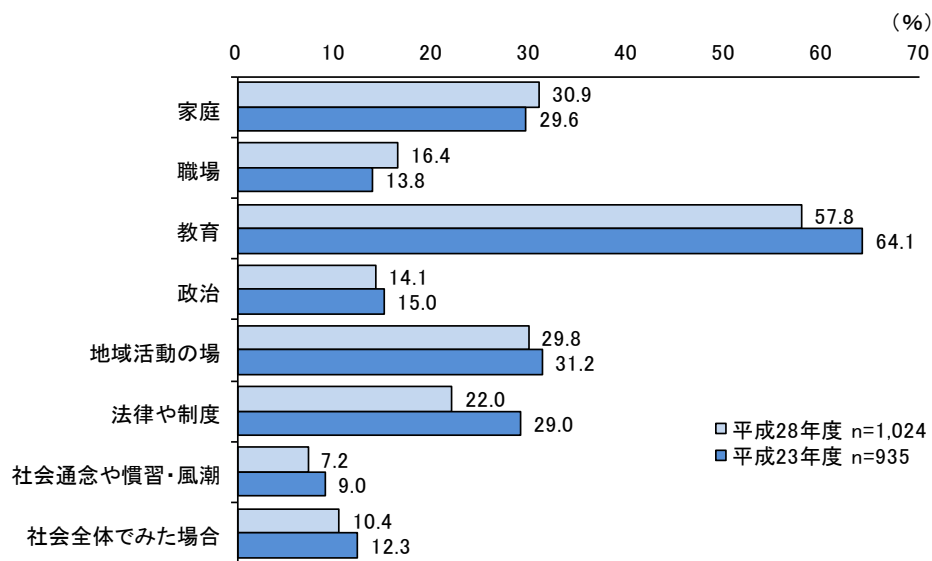


社会における各分野の男女平等観については、すべての分野において男性に比べ女性の平等観が低く、特に家庭においてその差が大きくなっています。また、前回調査と比較すると、教育の分野や法律・制度で平等になっていると感じる割合が減少しています。

■平等になっている (性別)

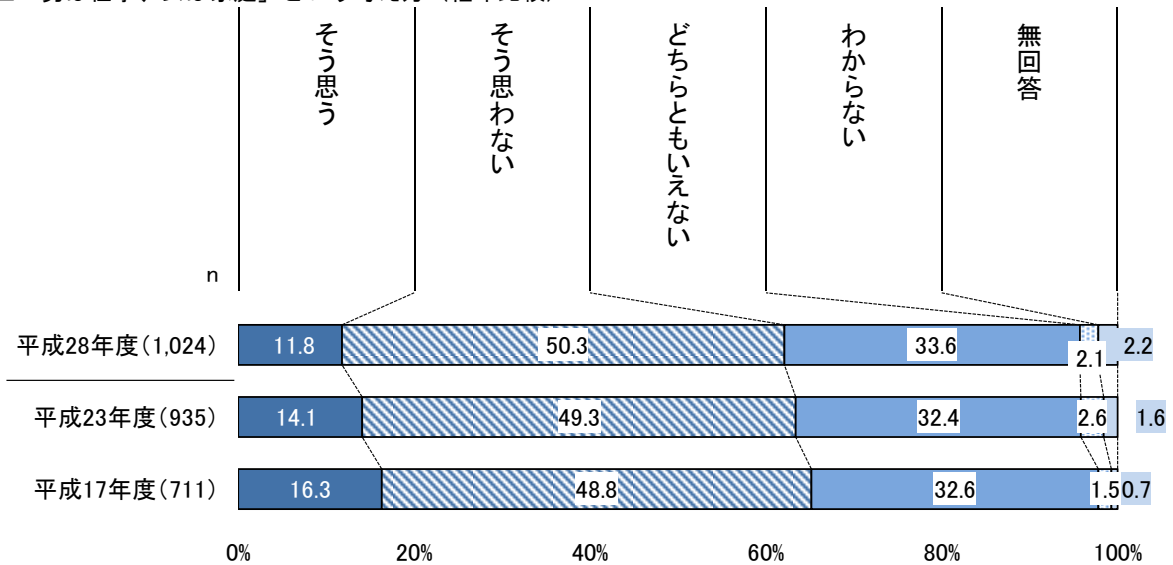


■平等になっている（経年比較）



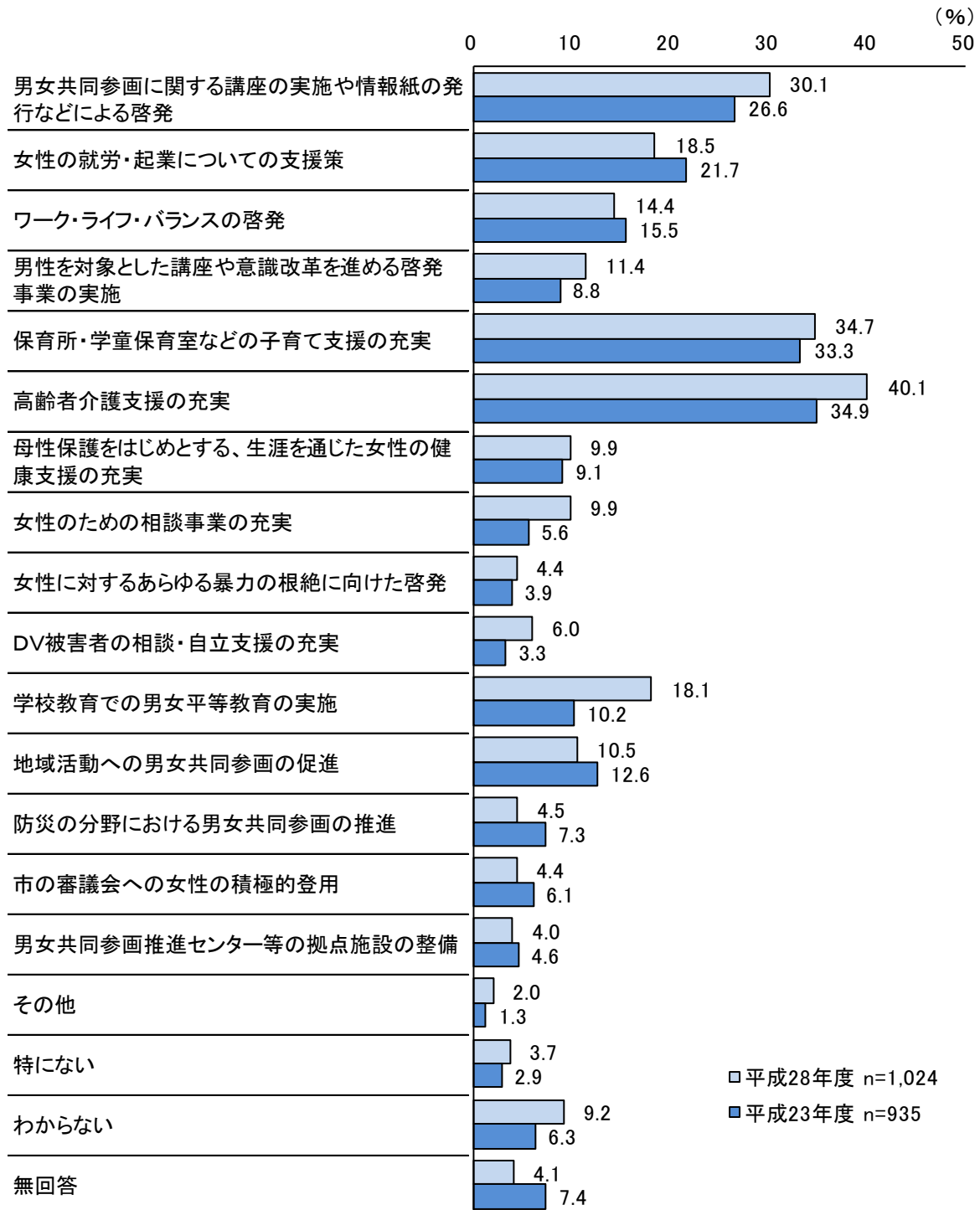
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については、「そう思う」が減少し、「そう思わない」が増加しています。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方（経年比較）



男女共同参画の実現に向けて市に求めることをみると、「高齢者介護支援の充実」が最も多く、次いで「保育所・学童保育室などの子育て支援の充実」、「男女共同参画に関する講座の実施や情報紙の発行などによる啓発」となっています。

■男女共同参画社会の実現に向けて市に求めること

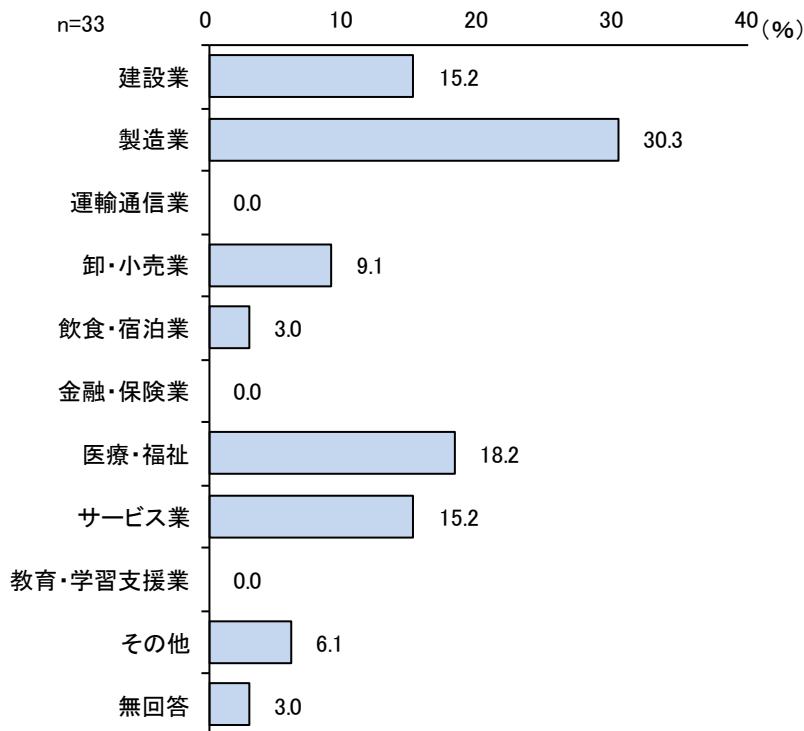


(3) 事業者シートの結果概要

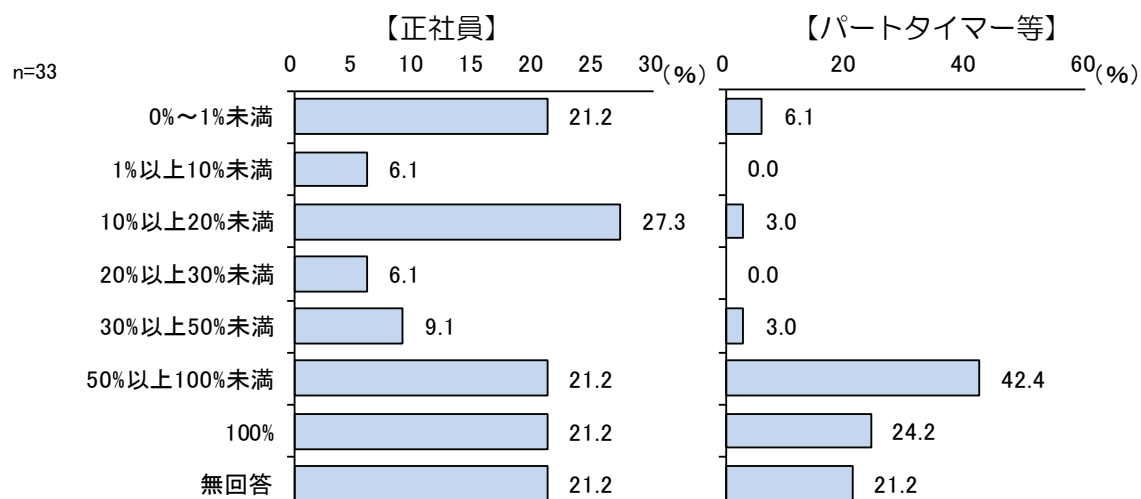
回答者の業種をみると、「製造業」が最も多く、次いで「医療・福祉」、「建設業」と「サービス業」が多くなっています。

また、事業所における女性の割合をみると、正社員では「10%以上 20%未満」が、パートタイマー等では「50%以上 100%未満」が多くなっています。

■業種

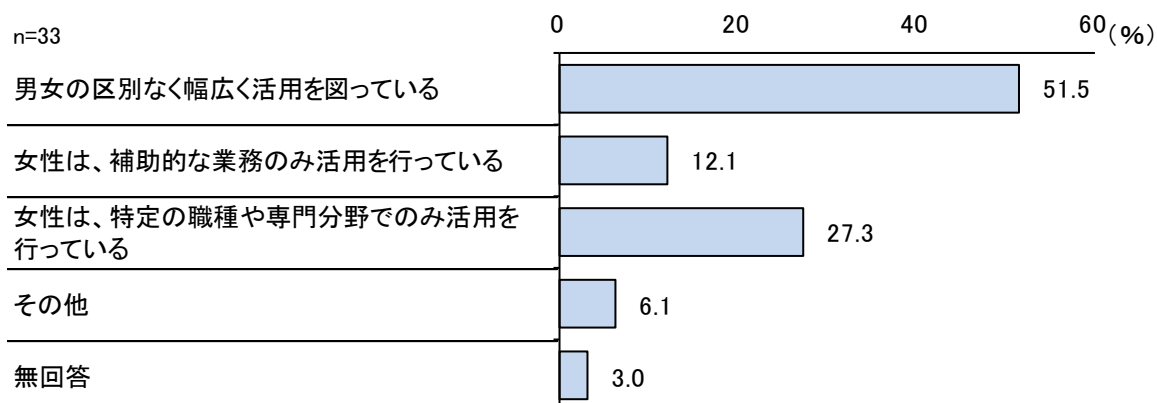


■事業所における女性の割合



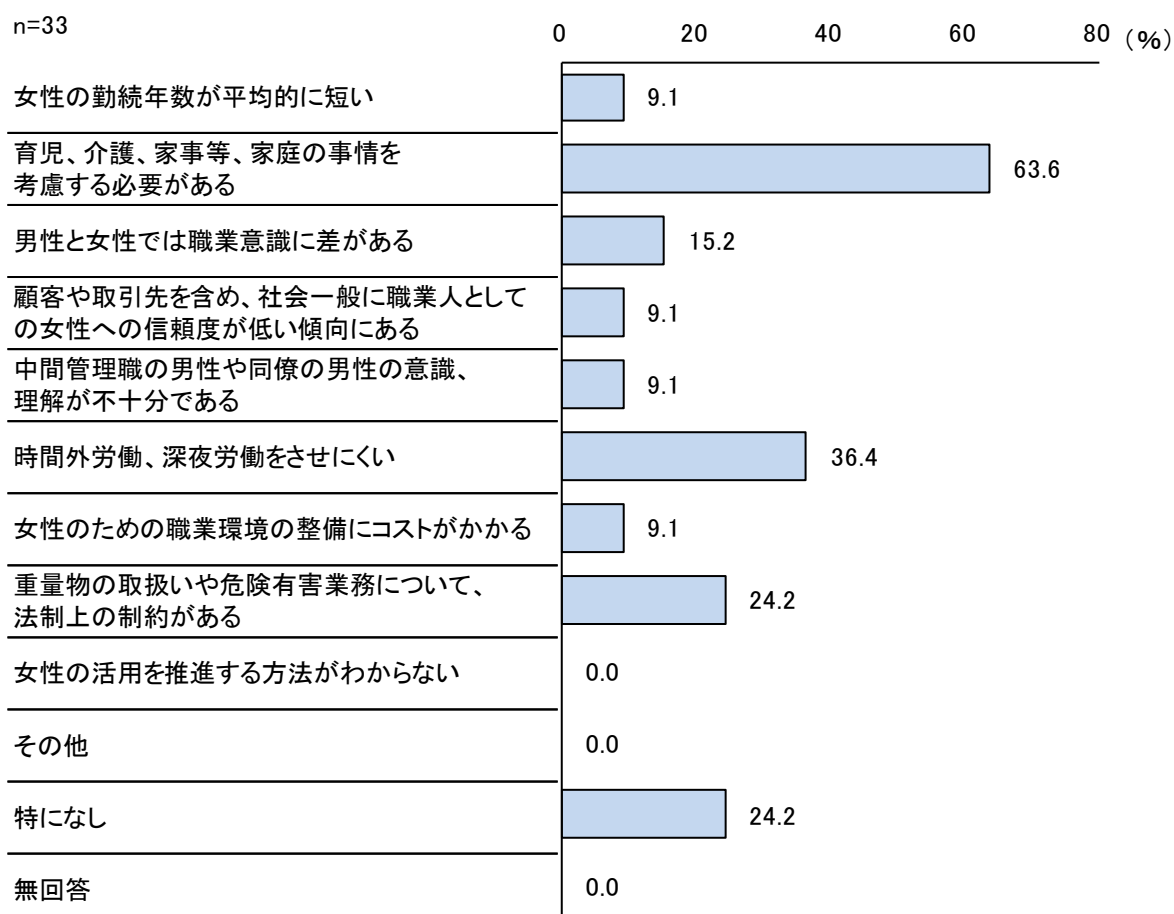
女性従業員の活用については、「男女の区別なく幅広く活用を図っている」が最も多く、次いで「女性は、特定の職種や専門分野でのみ活用を行っている」が多くなっています。

■女性従業員の活用について



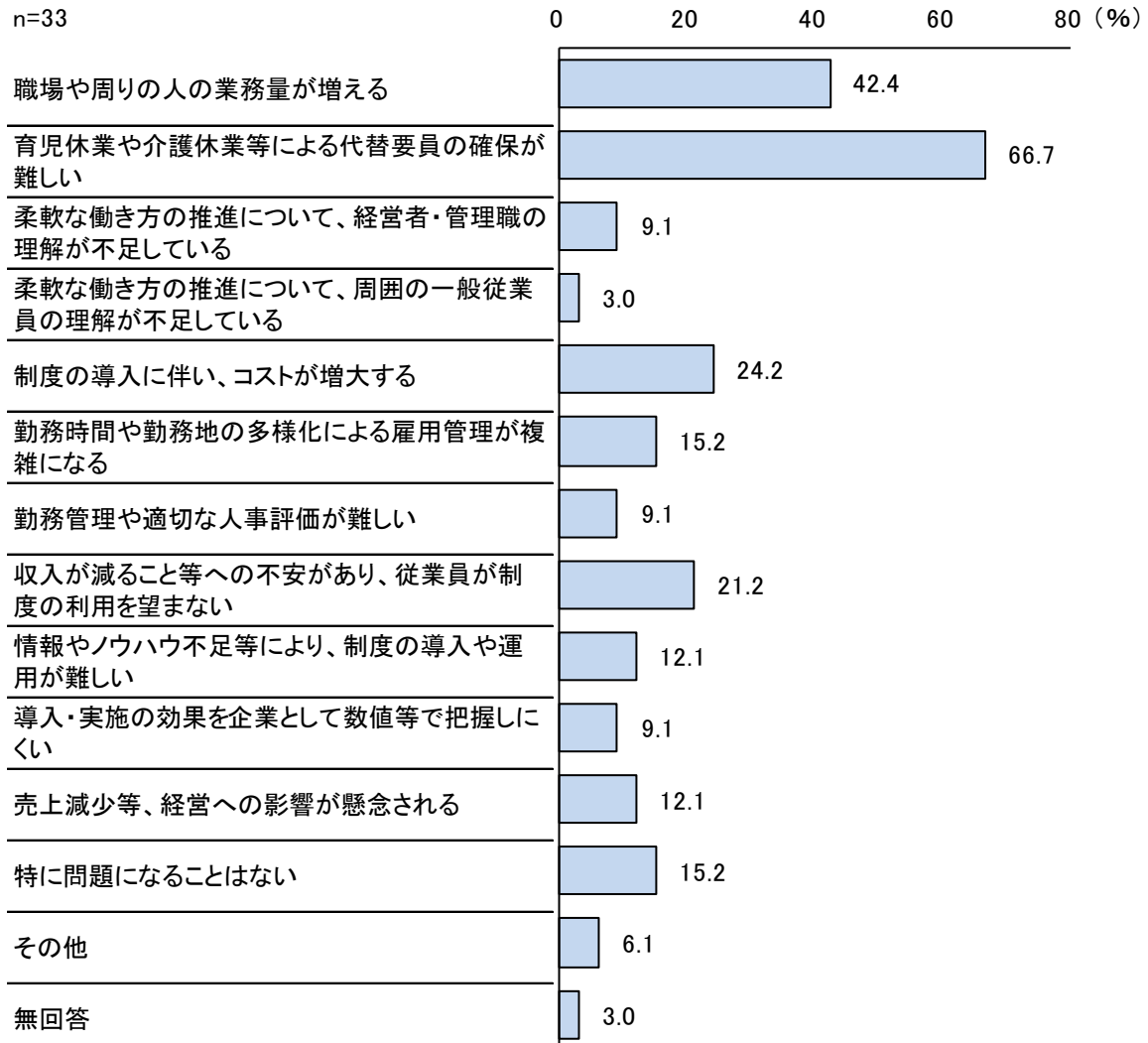
女性従業員の活用にあたって課題と感じていることは、「育児、介護、家事等、家庭の事情を考慮する必要がある」が最も多く、次いで「時間外労働、深夜労働をさせにくい」が多くなっています。

■女性従業員の活用にあたっての課題



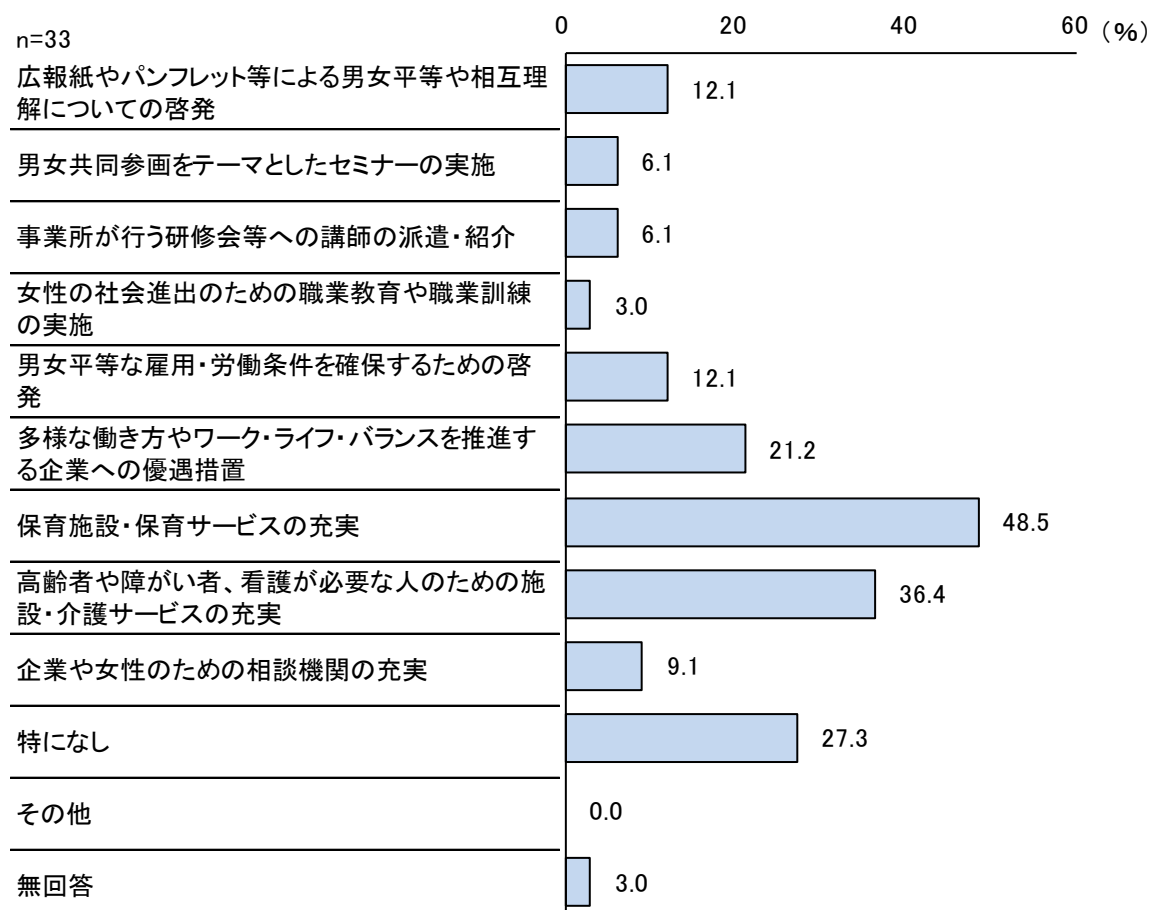
事業所における柔軟な働き方の整備に向けて困難に感じることは、「育児休業や介護休業等による代替要員の確保が難しい」が最も多く、次いで「職場や周りの人の業務量が増える」が多くなっています。

■柔軟な働き方ができる制度の整備で困難に感じること



男女共同参画の推進に向けて市に期待する取り組みをみると、「保育施設・保育サービスの充実」が最も多く、次いで「高齢者や障がい者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」が多くなっています。

■男女共同参画の推進に向けて市に期待する取り組み



3. 第四次計画の評価

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けての意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりとして、啓発紙の発行や講座の開催、学校での男女平等教育、生涯学習の推進、人権意識の高揚のための事業の開催等を実施しています。

広報紙による市民への啓発、公民館講座等での生涯にわたる啓発、学校での男女平等教育や進路指導等における児童生徒への啓発など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を実施し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、人権啓発資料を配布し、啓発講演会や講座を開催することにより、人権意識の高揚を図っています。

その結果、男性の育児休業・介護休業取得に肯定的な回答をした人の割合がそれぞれ増加し、目標値を達成しています。一方で固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合は大きな変化が見られず、社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合はわずかに減少しています。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	49.3%	60%	50.3%
男性の育児休業・介護休業取得に肯定的な回答をした人の割合	育児休業：46.7% 介護休業：51.3%	育児休業：60% 介護休業：70%	育児休業：74.0% 介護休業：81.1%
社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合	12.3%	30%	10.4%

基本目標2 一人ひとりが社会参画するための環境づくり

一人ひとりが社会参画するための環境づくりとして、女性の就労継続を支援するための子育て支援や、防災・防犯分野における参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

労働講座では「より良い職場環境づくりに役立つ知識を習得する講座」と題し、職場における男女共同参画の推進を図りました。

子育てと仕事の両立支援としては、ステーション保育事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業を実施し、働く女性を支援しています。また、両立しやすい働き方を実現するためにキャリアアップをテーマとしたセミナーを開催しました。

防災分野においては、女性等のニーズを反映した対策を進めるため、「北本市地域防災計画」において、女性や災害時要支援者等に対し配慮をするよう定めています。

一方で、数値目標の達成状況をみると、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度、1年間に地域活動に参加した、または参加している人の割合が共に減少しており、いずれも目標達成には至っていません。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	20.3%	30%	10.4%
1年間に地域活動に参加した、または参加している人の割合	56.0%	70%	49.4%

基本目標3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

生涯を通じた健康づくりと福祉の充実として、生涯を通じた健康づくりのための事業、子育て支援、ひとり親家庭・高齢者・障がい者が地域で暮らすための支援等を実施しています。

各種健康診査や運動教室を開催し、ライフステージに合わせた女性の健康づくりを支援しています。その一方で、性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合は減少しており、目標達成には至っていません。

また、子育て支援では、子育てへの男性の積極的な参加を促すとともに、地域で子育てを支援していくための事業や育児相談・教育相談等の支援事業に取り組みました。

ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭の父又は母が就職に有利な資格を取得するために修学している間、高等職業訓練促進給付金等を支給し、生活の負担の軽減を図ることによって、就労を支援しています。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合	29.0%	40%	24.9%

基本目標4 男女共同参画推進の体制づくり

男女共同参画推進の体制づくりとして、女性の政策・意思決定過程への参画促進や男女共同参画審議会等の運営、男女共同参画に関する情報の収集と提供等を実施しています。

審議会等の委員における女性の割合は、近年減少しており、目標達成には至っていません。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策・意思決定過程への女性の参画を進めます。

また、「北本市男女共同参画推進条例」の認知度は大きな変化が見られず、目標達成には至っていません。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
審議会等の委員における女性の割合	35.5%	40%	31.6%
「北本市男女共同参画推進条例」の認知度	3.9%	20%	3.5%

基本目標5 あらゆる暴力の根絶【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

あらゆる暴力の根絶に向けて、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

近年ではDV被害者の相談内容が複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多くなっており、相談窓口の充実と被害者支援のネットワーク構築が重要となっていることから、被害者に対し、庁内各課が連携して適切に保護・支援にあたりました。また、女性特有の悩みや問題に対応するための女性相談を実施し、相談体制の充実を図っています。

配偶者等からの暴力についての認識を高める目標を定めており、「平手でぶつ、足でける」、「なぐるふりをして、おどす」共に暴力であるという認識は高まっていますが、目標達成には至っていません。また、配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度の向上に努めましたが、その認知度は減少しているほか、暴力被害を実際に相談した人の割合も大きな変化は見られず、目標達成には至っていません。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
配偶者等からの暴力についての認識			
平手でぶつ、足でける	80.7%	100%	85.4%
なぐるふりをして、おどす	56.5%		61.3%
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	41.0%	70%	34.4%
配偶者等からの暴力被害を相談した人の割合	14.8%	30%	15.2%

4. 課題のまとめ

(1) 性別や年代に応じた意識啓発の実施

男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりが男女共同参画を身近な問題であると捉え、主体的に行動することが必要です。市民アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は解消されつつありますが、男女平等観については、男性に比べ女性で平等になっていると感じる割合が低く、特に家庭の分野でその差が大きくなっています。

男女がともに、互いの人格や個性を尊重し、一人ひとりの個性や能力を發揮して行動することができるよう、学校教育など幼少期から男女共同参画の考え方を普及するとともに、様々な年代に応じた意識啓発・周知の方法を検討し、継続して取り組む必要があります。

(2) 働く場や地域社会への参画促進

社会のあらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を發揮し、積極的に参画する社会をつくるためには、働く場や地域社会での活動に参加しやすい環境づくりが必要です。市民アンケート調査では、子育てや介護により現在就労していない女性のうち、30歳代と40歳代で今後働くことを希望する割合が約7割となっており、子育てや介護をしながら、自らの希望に応じた多様な働き方を実現することができるよう、支援を行う必要があります。

また、その実現に向けては、パートナーとなる男性の家庭への参画も重要となりますが、男性の「仕事優先」という状況が家事・育児・介護、地域への参画を妨げていることが考えられます。労働時間の短縮や柔軟な勤務制度導入の必要性について、企業へ啓発を行う必要があります。

さらに、政策や意思決定の過程において、どちらかの性に偏ることの無いよう、審議会等委員における女性の割合増加に引き続き取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災対策等、地域社会における男女共同参画の推進に取り組む必要があります。

(3) 生活環境の充実にに向けた支援体制の強化

男女がともにあらゆる分野に参画し、生涯にわたって心豊かな生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスの推進や、安心して健康に暮らすことができる体制づくりが必要です。

本市において、核家族世帯が増加し、国や県に比べても割合が高くなっており、家庭における子育てや介護の負担が拡大していくことが考えられます。そのため、男女がともに育児・介護を行うための、家庭での育児・介護負担を軽減するサービスの充実に取り組む必要があります。

また市民アンケート調査では、女性の性と生殖に関して、生涯を通じた健康が保障されているかについて、そう思うとの回答がいずれの性別・年代でも4割を下回っており、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※10}の考え方の普及と性別に応じた健康づくり支援を行う必要があります。

※10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：個人の自己決定権を保障する考え方で、生涯にわたって身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

（４）配偶者等からの暴力に対する正しい認識の普及

暴力は、被害者の人権を侵害する行為であり、男女の人権の尊重を基本理念とする男女共同参画社会の形成を阻害する重大な問題です。近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層における交際相手からの暴力（デートDV）等、暴力の多様化に対する問題への対応も求められています。

市民アンケート調査では、平手でぶつ、足でける等の身体的暴力を暴力として認識する割合は高くなっていますが、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力は割合が低くなっています。また長時間無視し続ける、大声でどなる行為は女性に比べ男性の被害が多く、その他の行為についても男女ともに一定の被害があることから、社会全体でDVを問題視できる意識が浸透していくよう、性別、年齢を問わず周知・普及を図る必要があります。

また、実際に被害を受けた経験がある人のうち、DV被害を相談しようとは思わなかったと回答する割合が高く、また被害を相談できた場合でも、相談相手として公的機関の利用状況が少なくなっていることから、DV被害者のための情報提供や、適切な機関に繋ぐ体制の整備と充実が必要となっています。

（５）計画の推進体制の強化

計画の推進にあたっては、各主体が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取り組みを展開することが重要です。

本市では、平成18年以降、計画の推進にあたって、各施策に位置付ける事業を各年度ごとに取組の評価を行い、年次報告書として取りまとめています。今後も効果的な計画の推進に向けて、庁内全体で男女共同参画の必要性・重要性を認識して計画に取り組むことができるよう、市職員への啓発や、ロールモデル^{※11}となる男性・女性の育成を行う必要があります。

また、市民・団体・企業と協働して男女共同参画を推進するため、「男女きらきら北本いっしょにプログラム（男女共同参画推進者登録制度）」の登録促進など、各主体に積極的に働きかけを行う必要があります。

※11 ロールモデル：自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる（お手本となる）人物のこと。

Ⅲ 計画策定の方向

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

男女の人権の尊重	個人としての尊重を重んじ、性別による差別的な取り扱いを受けないこと。また個人として能力を発揮する機会が確保されること。
社会における制度又は慣行についての配慮	制度や慣行が、男女が自由に活動することを妨げないよう配慮されること。
政策等の立案及び決定への共同参画	地域や働く場、市の施策について、男女がともに参画できる機会が確保されること。
家庭生活における活動と社会生活における活動への参画	家庭において互いの協力と社会の支援を得ながら、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことができること。
国際協調	男女共同参画の推進が国際社会における取組と関係していることをかんがみ、国際的な協調のもとに取り組みを推進すること。
個人の尊厳を害する暴力の根絶	性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	妊娠、出産などについて、男女が互いの性を理解し合い、自らの意思が尊重され、生涯にわたって健康で暮らすことができること。

(2) 基本目標

本計画では、男女共同参画社会の実現を目指し、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

家庭や学校教育の場、働く場や地域社会等あらゆる分野において、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持って行動することができるよう、意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点に立った教育の推進を行います。

また、多様性を尊重する基本的な人権尊重意識の醸成に向けて、人権問題に関する講座や人権教育の推進に取り組みます。

基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり

【北本市女性活躍推進計画】

経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、働きやすい職場環境の整備に向けた企業への働きかけを行うなど、男性も働きやすく、家庭生活等へ積極的に参画できる基盤整備を行います。

基本目標 3 心豊かな生活の基盤づくり

男女がともにあらゆる分野に参画し、生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実や、男女がともに子育て・介護を担うための講座の充実等に努めます。

また、妊娠や出産の自己決定権等に関する生命と性の尊重の意識づくりの普及を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、様々な困難を抱える人が、それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境の整備を行います。

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶

【北本市配偶者等からの暴力の防止及び配偶者支援基本計画】

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力等、性別や年代を問わず、あらゆる暴力を暴力として認識するための知識の普及に努めます。

また、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につなげることができるよう、相談体制の充実や緊急避難体制の確保、自立のための支援体制の強化に取り組みます。

基本目標 5 男女共同参画推進の体制づくり

本計画の推進に向けて、各主体が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取り組みを展開することができるよう、市、市民、事業者及び民間団体等との連携強化に向けた情報共有や人材の育成に取り組みます。

また、庁内推進体制の強化に向けて、全ての職員が男女共同参画の重要性を認識することができるよう、研修の実施に加え、女性の管理職登用や男性の育児休業取得を促進するなど、庁内における男女共同参画の推進に取り組みます。

2. 施策体系

基本目標	基本的な課題
基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり
基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】	2-1 働く場における男女共同参画の推進 2-2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進
基本目標 3 心豊かな生活の基盤づくり	3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進 3-2 安心して暮らせる環境整備
基本目標 4 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	4-1 暴力の根絶のための意識啓発 4-2 相談体制の充実 4-3 暴力被害者の保護・支援
基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化	5-1 計画の総合的な推進体制の充実

施策の方向性

1-1-①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

1-1-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

2-1-①経済分野における女性の活動支援

2-1-②男女がともに働きやすい職場環境の整備

2-2-①政策・意思決定の場における女性の参画促進

2-2-②防災・防犯分野における男女共同参画の推進

3-1-①男女がともに取り組む子育て・介護への支援

3-1-②仕事と家庭生活の両立支援

3-2-①誰もが地域で生き生きと暮らすための支援

3-2-②生命と性の尊重の意識づくり

4-1-①意識啓発・広報の充実

4-1-②地域における暴力防止対策の推進

4-2-①相談体制の充実

4-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

4-3-②被害者の自立支援

5-1-①庁内における男女共同参画の推進

5-1-②庁内推進体制の充実

5-1-③計画の進行管理

5-1-④調査研究・情報の収集と提供

5-1-⑤国・県・市民・事業者等との協働

3. 数値目標

基本目標	指標・数値目標	
基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合を増やす	
	現状 18～59 歳 : 53.8%	目標 65%
	現状 60 歳以上 : 47.5%	目標 60%
	社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合を増やす	
	現状 18～59 歳 : 11.4%	目標 30%
基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】	育児休業について「取りたいが取ることはできない」男性の割合を減らす	
	現状 16.8%	目標 5%
	審議会等の委員における女性の割合を増やす	
基本目標 3 心豊かな生活の基盤づくり	現状 31.6%	
	目標 40%	
	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度を増やす	
	現状 18～59 歳 : 37.7%	目標 60%
	現状 60 歳以上 : 17.5%	目標 40%
	1 年間に地域活動に参加した、または参加している人の割合を増やす	
	現状 18～59 歳 : 43.2%	目標 60%
	現状 60 歳以上 : 55.5%	目標 70%
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度を増やす	
	現状 18～59 歳 : 5.7%	目標 20%
	現状 60 歳以上 : 2.4%	目標 15%
基本目標 4 あらゆる暴力の根絶【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合を増やす	
	現状 24.9%	目標 40%
	配偶者等からの暴力について「暴力にあたると思わない」割合を減らす	
	[何を言っても、長期間無視し続ける]	
	現状 9.7%	目標 5%
	[交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する]	
	現状 10.7%	目標 5%
	[収入や貯金を勝手に使う]	
現状 10.0%	目標 5%	
基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度を増やす	
	現状 18～59 歳 : 32.2%	目標 70%
	現状 60 歳以上 : 36.5%	目標 70%
	配偶者等からの暴力被害を相談した人の割合を増やす	
	現状 14.8%	目標 30%
基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化	「北本市男女共同参画推進条例」の認知度を増やす	
	現状 18～59 歳 : 3.3%	目標 20%
	現状 60 歳以上 : 3.7%	目標 20%

IV 施策の展開

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり

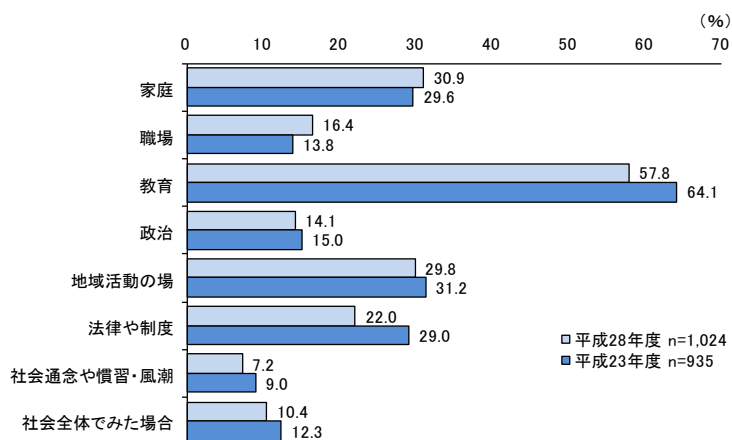
◆現状と課題

男女共同参画社会の実現にあたっては、市民一人ひとりが、あらゆる場面においてその意義を認識し、行動することが重要です。

社会における各分野の男女平等観については、教育の分野で高くなっている一方、家庭では約3割、その他の分野では3割未満となっており、特に社会通念や慣習・風潮において低くなっています。あらゆる場面で男女が平等となるよう、一人ひとりの意識改革に向けて、様々な機会を活用した意識啓発に継続して取り組むことが重要となっています。

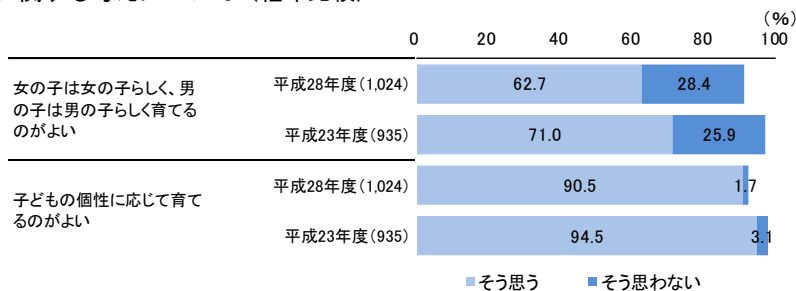
また子育てについて、子どもの個性に応じて育てるのがよいという考え方に賛同する割合は約9割で、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよいという考え方に賛同する割合は過去5年間で減少しているものの、約6割となっています。学校や家庭において、性別にとらわれることなく子どもの個性を生かした教育を行うことが重要です。

■平等になっている（経年比較）



資料：市民アンケート調査

■子育てに関する考えについて（経年比較）



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

1-1-①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

1-1-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

◆取組内容

1-1-①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

性別による固定的な性別役割分担意識の解消のために、様々な媒体を活用して、市民に向けて広く意識啓発を行います。

❖男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進

担当部署	企画課
取り組み内容	<p>講座や男女共同参画情報紙の発行を通じて、男女共同参画についての学習機会を提供します。また、本市における男女共同参画推進拠点として、男女共同参画コーナーの周知、利用促進に向けた取り組みを行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共生塾の開催 ○男性に向けての男女共同参画の啓発 ○男女共同参画に関する法令、条例の周知 ○男女共同参画コーナーの充実・利用促進 ○男女共同参画パネル展の開催

❖広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進

担当部署	企画課、生涯学習課
取り組み内容	<p>市の各種情報媒体を通じて、男女共同参画の重要性を周知します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底 ○「シンフォニー」の発行 ○広報紙やホームページを利用した意識啓発 ○広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供

❖団体や個人に向けた男女共同参画意識の高揚

担当部署	企画課
取り組み内容	<p>男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、表彰制度の整備を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○表彰制度の整備

1-1-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

学校教育の場において、発達段階を踏まえ、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切に、他人を尊重することができるよう、男女共同参画に関する教育を行うとともに、教職員や保護者等、児童・生徒の価値観の醸成に影響を与えやすい周囲の大人への啓発に取り組みます。

❖ 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

担当部署	学校教育課
取り組み内容	<p>男女が互いを尊重し合うことができる、差別のない社会の構築に向けて、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることができる学校教育に取り組みます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女平等の視点を取り入れた学校の教育活動の推進 ○男女平等教育の推進

❖ 保護者や教職員への啓発活動

担当部署	学校教育課
取り組み内容	<p>児童・生徒にとって身近な存在である保護者や教職員の意識啓発に向けて、学校での男女共同参画推進教育を通して、保護者への啓発を図るとともに、教職員の意識啓発と資質の向上を図ります。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員研修の充実 ○保護者への啓発の充実

❖ 社会的・文化的な固定観念にとらわれないキャリア教育の推進

担当部署	学校教育課
取り組み内容	<p>個性に応じた進路指導を充実することによって、児童・生徒が性別による社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方を考える機会を提供します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○進路指導の充実

❖ 国際的な視点を持った男女共同参画の推進

担当部署	学校教育課
取り組み内容	市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画社会を認識し、多様な文化や価値観に触れ、一人ひとりの個性や違いを認め合う意識を醸成することができるよう、国際理解教育や国際交流の促進に取り組みます。
	【具体的な事業】 ○国際理解教育の推進

◆市民に期待する取組

- ✓男女共同参画に関する研修や講座に参加するなど、理解を深めるための学習に取り組みましょう
- ✓家庭や地域における固定的な性別役割意識を見直しましょう

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり

北本市女性活躍推進計画

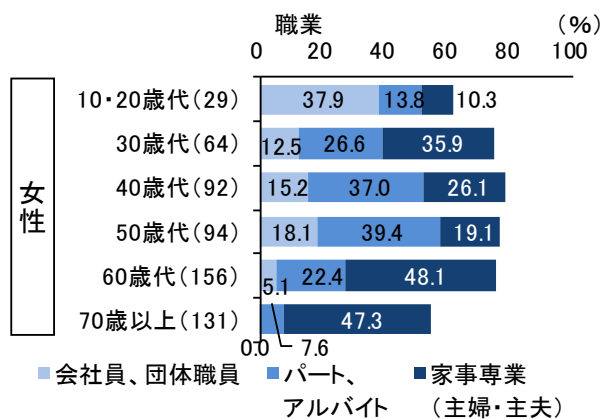
2-1 働く場における男女共同参画の推進

◆現状と課題

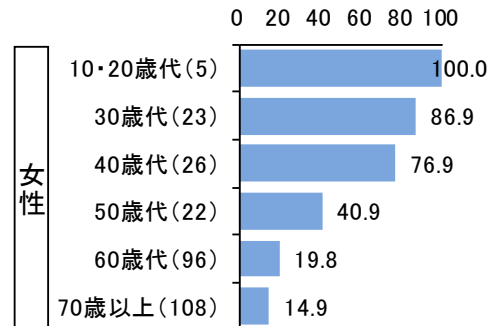
働く場における女性の活躍を推進することは、我が国の経済社会の持続的成長や、企業の競争力強化など、豊かで活力ある社会の実現につながります。

市民アンケートでは、女性の30歳代から40歳代で「会社員、団体職員」の割合が少なくなり、「パート、アルバイト」や「家事専業（主婦・主夫）」の割合が高くなっています。また女性の30歳代から40歳代では現在収入を得る仕事をしていない理由として「希望の仕事が見つからない」という理由が次点で多くなっており、今後収入を得る仕事に“つきたい”という割合が7割を上回る数字となっています。

■職業（女性／年齢別）



■今後収入を得る仕事につきたいか（性年齢別）
今後収入を得る仕事に“つきたい” (%)



資料：市民アンケート調査

■現在収入を得る仕事をしていない理由（性年齢別）

	第1位	第2位	第3位
女性30歳代 (n=23)	育児の負担が大きい ため(56.5%)	希望の仕事が見つからない ため(39.1%)	家事の負担が大きい ため(21.7%)
女性40歳代 (n=26)	育児の負担が大きい ため(34.6%)	希望の仕事が見つからない ため(26.9%)	その他(23.1%)
女性50歳代 (n=22)	親や病気の家族の介護・世話 をするため(36.4%)	経済的に働く必要がない ため・その他(22.7%)	希望の仕事が見つからない ため・高齢であるため(18.2%)

資料：市民アンケート調査

■女性が働き続けるうえで障害になっていること（共働きの状況別）

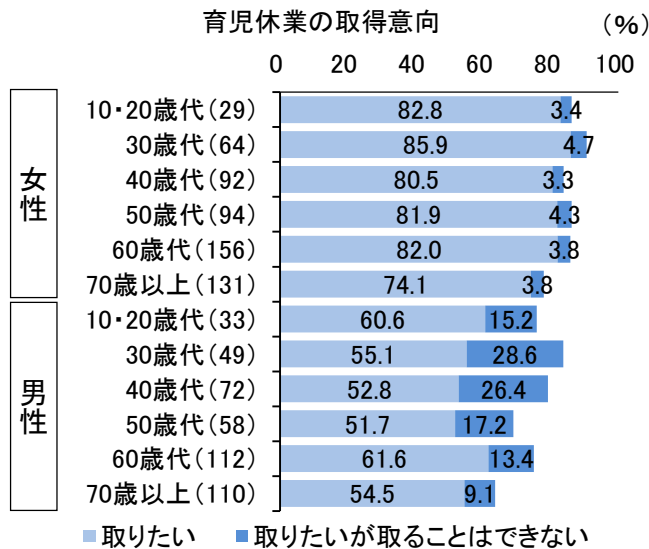
	第1位	第2位	第3位
共働き (n=281)	保育施設や保育時間などの制度 が整っていないこと(46.3%)	再就職時の求人の年齢制限 (26.0%)	家族の理解や協力が得られない こと(24.6%)
片方のみ働いている (n=215)	保育施設や保育時間などの制度 が整っていないこと(42.8%)	高齢者の介護や病人の看護をし なければならないこと(30.2%)	再就職時の求人の年齢制限 (28.4%)
二人とも無職 (n=190)	高齢者の介護や病人の看護をし なければならないこと(42.1%)	保育施設や保育時間などの制度 が整っていないこと(36.8%)	再就職時の求人の年齢制限 (25.8%)

資料：市民アンケート調査

育児休業の取得意向は、男女ともにいずれの年代でも「取りたい」が半数を超えているものの、男性の30歳代、40歳代では「取りたいが取ることはできない」が約3割となっています。

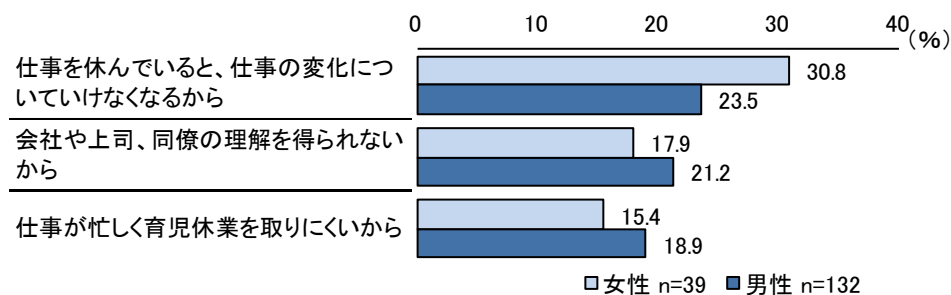
育児休業を取得しない理由として、男女ともに仕事の変化についていけない、仕事が忙しいという理由や、上司、同僚の理解を得られないという理由が多くなっています。男性中心型の労働慣行を見直し、男性が積極的に家庭に参画することができる、働きやすい職場環境の整備が重要です。

■育児休業の取得意向（性年齢別）



資料：市民アンケート調査

■育児休業を取得しない理由上位3項目（性別）



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

- 2-1-①経済分野における女性の活動支援
- 2-1-②男女がともに働きやすい職場環境の整備

◆取組内容

2-1-①経済分野における女性の活動支援

自らの意思によって働きまたは働こうとする女性が、その希望に応じた働き方を叶えることができるよう、起業や再就職等、多様な働き方に向けた支援等、キャリア形成に向けた支援を行います。

❖経済分野における女性の活動支援

担当部署	企画課、産業振興課
取り組み内容	情報紙やホームページ等を通じて、起業や経営をはじめとする経済分野における女性の参画の重要性を啓発するとともに、多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりへの支援を行います。 【具体的な事業】 ○経済分野における女性の活動支援に向けた意識啓発 ○農業に従事する女性への支援 ○商工自営業等に従事する女性への支援

❖多様な働き方の実現に向けた支援

担当部署	企画課、産業振興課
取り組み内容	女性の再就職や起業のための情報提供や多様な働き方についての啓発を行います。また、地域で就職したい人が希望と能力に応じた働き方を実現できるよう、きめ細やかな相談や求人情報の提供を行います。 【具体的な事業】 ○女性の起業・再就職支援 ○無料職業紹介所の充実 ○内職相談の充実

2-1-②男女がともに働きやすい職場環境の整備

女性が子育てや介護をしながらも、自らの希望に応じた多様な働き方を実現することができるようにするためには、パートナーとなる男性の家庭への参画も重要となります。

そのため、男女がともに働きやすい職場環境の実現に向けて、労働時間の短縮や柔軟な勤務制度導入の必要性について、企業へ啓発を行います。

❖各種法制度の周知

担当部署	産業振興課
取り組み内容	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法等の法制度について、正しい理解と認識を得るためのセミナーの実施等を通じて、男性も女性もともに働きやすい環境の整備に取り組みます。
	【具体的な事業】 ○各種法律・制度等の周知 ○パートタイム労働法の啓発 ○北本地区埼玉県労働セミナーの充実 ○男性の育児休業・介護休業の取得促進

❖経営者や管理職者への理解促進

担当部署	産業振興課
取り組み内容	労働講座や啓発資料の配布等を通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行います。 また、経営者、管理職を対象として育児・介護休業等、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた研修会を行います。
	【具体的な事業】 ○両立支援制度の周知 ○経営者、管理職を対象とした研修会の実施【新規】

◆各種ハラスメントの防止

担当部署	総務課、産業振興課
取り組み内容	セクシュアル・ハラスメント※12、パワー・ハラスメント※13、マタニティ・ハラスメント※14、パタニティ・ハラスメント※15等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備への支援を行います。
	【具体的な事業】 ○各種ハラスメント防止に向けた啓発

◆市民に期待する取組

- ✓ 働きやすい職場環境を実現するために、自分や同僚の働き方を見直しましょう
- ✓ 自分にとってどのような働き方が適しているのか、望む姿をイメージしてみましょう
- ✓ 女性の意欲に応じてチャレンジできる環境をつくりましょう

※12 セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。

※13 パワー・ハラスメント：職場など組織内で、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為をいう。

※14 マタニティ・ハラスメント：「マタハラ」と呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味する。

※15 パタニティ・ハラスメント：「パタハラ」と呼ばれ、配偶者等の妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味する。

2-2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進

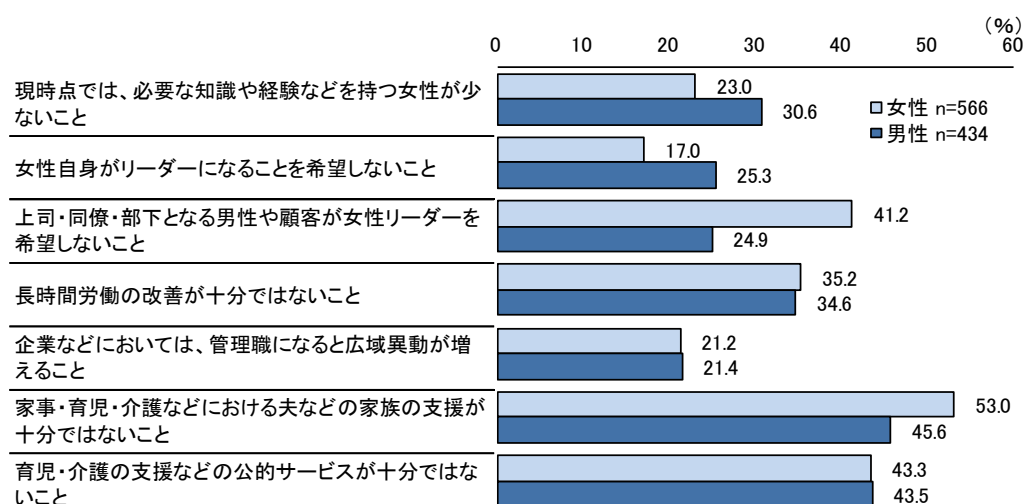
◆現状と課題

本市ではこれまで、審議会等の委員における女性の割合を40%とすることと目標としていますが、平成28年度は31.6%と、目標達成には至っていません。

市民アンケートでは政治・経済・地域などの各分野で、女性のリーダーを増やすときに障害となるものとして、「家事・育児・介護などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が男女ともに最も多く、女性では「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」が次点で多くなっています。政治や経済、地域等あらゆる分野における意思決定の機会に女性の視点が取り入れられるよう、その重要性の普及啓発に引き続き取り組むことが重要です。

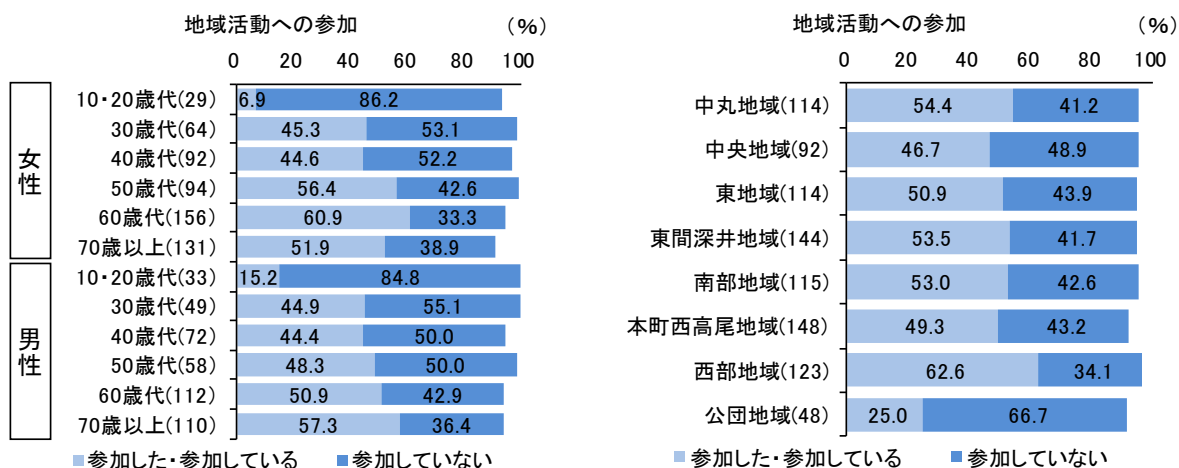
また、地域活動への参加状況をみると、女性では40歳代以下、男性では50歳代以下で「参加していない」が多くなっています。居住地域ごとに参加状況に若干の差が出ており、地域の実態に即してあらゆる世代が男女共同参画の視点から地域活動に関わることができるような取り組みが重要となっています。

■政治・経済・地域などの各分野で、女性のリーダーを増やすときに障害となるもの



資料：市民アンケート調査

■地域活動への参加状況（性年齢別・居住地域別）

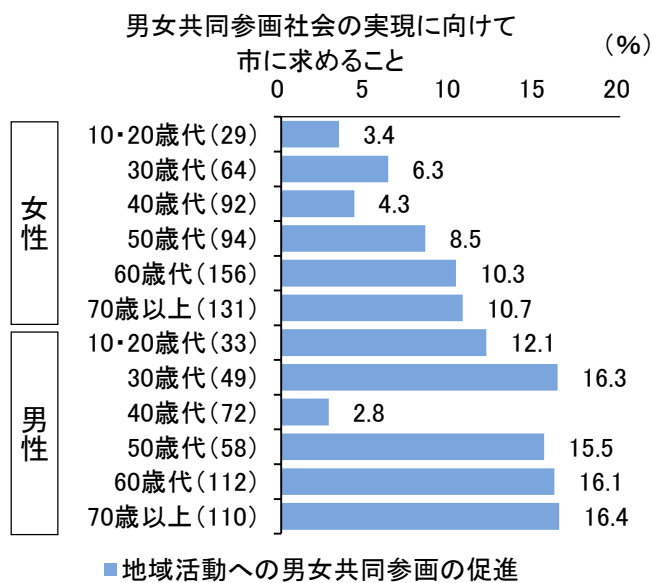


資料：市民アンケート調査

男女共同参画社会の実現に向けて市に求めることとして、「地域活動への男女共同参画の促進」に対する回答は年代が低くなるにつれ割合が低くなる傾向があります。また男性に比べ女性で低くなっている傾向があります。

また平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震では、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分である事例が報告されました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、避難所における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に立った安全・安心の確保が重要であることを様々な世代に向けて普及していく必要があります。

■男女共同参画社会の実現に向けて市に求めること「地域活動」の回答（性年齢別）



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

- 2-2-①政策・意思決定の場における女性の参画促進
- 2-2-②防災・防犯分野における男女共同参画の推進

◆取組内容

2-2-①政策・意思決定の場における女性の参画促進

地域における政策、方針決定過程において女性の視点を反映することができるよう、審議会・委員会等において男女比に偏りが生じないように積極的な女性の登用を行います。

❖審議会・委員会等委員への女性の登用推進

担当部署	企画課、関係各課
取り組み内容	多様な人材を活用し、市政やまちづくりに様々な意見を取り入れることができるよう、各種審議会・委員会等委員への女性参画を促進し、その割合を高めるように努めます。 【具体的な事業】 ○審議会・委員会等委員への女性の登用推進 ○男女の偏りのない審議会運営の推進

❖自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進

担当部署	くらし安全課
取り組み内容	地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、単位自治会長においては女性の割合が少ないことから、女性が積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。 【具体的な事業】 ○自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進

2-2-②防災・防犯分野における男女共同参画の推進

市民一人ひとりが、地域の安全を市民全体で守るという共通認識を持ち、誰もが安全・安心な生活を送ることができるよう、地域ぐるみで取り組む防災・防犯活動への支援を行います。また、男性と女性それぞれに配慮した、男女共同参画の視点に立った防災・防犯活動の推進に取り組めます。

❖ 日常的な地域防災活動への支援

担当部署	くらし安全課
取り組み内容	<p>防災知識の普及啓発や、地域住民による防災組織の結成に向けた支援を通じて、災害時の被害防止、二次災害の防止や軽減に取り組めます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <p>○自主防災組織における男女共同参画の推進</p>

❖ 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

担当部署	くらし安全課
取り組み内容	<p>自主防災組織等に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性・乳幼児・高齢者等への配慮の必要性等、男女共同参画の視点の必要性について啓発を行います。</p> <p>また災害対策及び復興対応において、女性のニーズを反映した対策を進めるための検討を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <p>○女性に配慮した災害対応、復興対応の検討</p> <p>○男女共同参画の視点に立った避難所運営の検討【新規】</p>

❖ 男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備

担当部署	くらし安全課
取り組み内容	<p>警察や防犯協会と連携した防犯指導や啓発活動を通じて、市民の防犯意識の高揚を図ります。また、地域防犯推進委員、自主防犯組織等の地域防犯組織の活動支援等を通じて、犯罪の起こりにくい環境整備に取り組めます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <p>○防犯体制における男女共同参画の推進</p> <p>○防犯意識の高揚</p>

◆市民に期待する取組

- ✓ 市政や地域の活動に関心を持ち、積極的に参画しましょう
- ✓ 防災・防犯について男女双方の視点から取り組みましょう
- ✓ 性別や年齢にかかわらず、主体的に地域活動に取り組みましょう

基本目標3 心豊かな生活の基盤づくり

3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

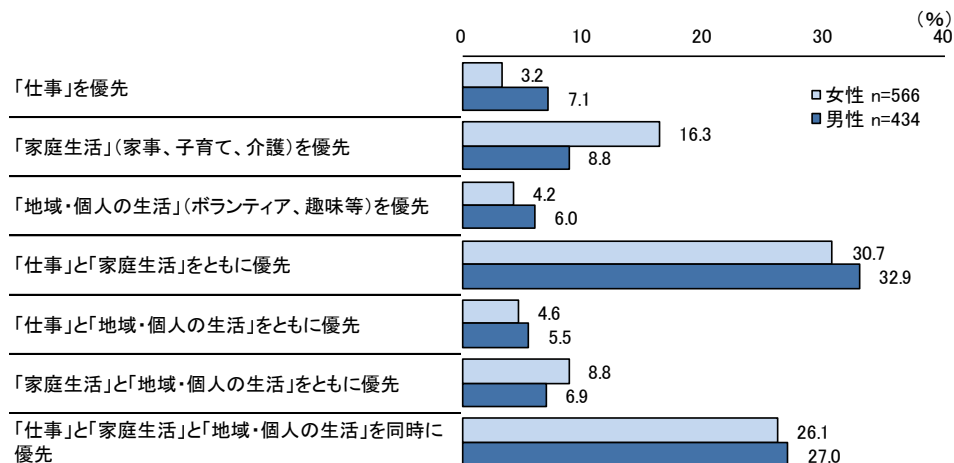
◆現状と課題

男女がともにワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、働く場における女性の活躍を推進するだけでなく、仕事優先の組織風土や長時間労働を前提とした働き方を見直すことが重要であり、男性自身が子育て・介護等の家庭生活における多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成など、心豊かな暮らしの実現にもつながります。

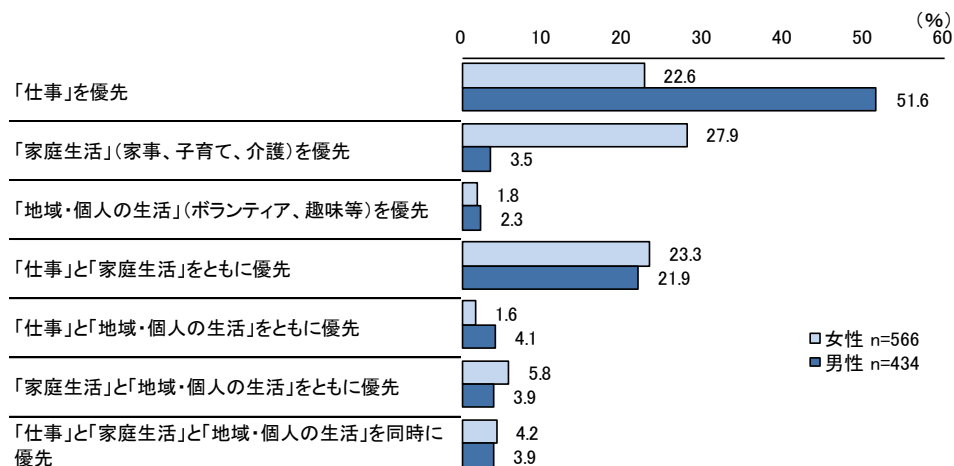
一方で、市民アンケートでは、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について、希望と現実の状況をみると、男女ともに仕事と家庭生活をともに優先、もしくは仕事と家庭生活と地域・個人の生活を同時に優先が多くなっていますが、現実には女性は仕事または家庭優先、男性は仕事優先という状況となっています。市民一人ひとりがそれぞれの希望に応じたワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みが重要となっています。

■仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について【希望】



資料：市民アンケート調査

■仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について【現実】



資料：市民アンケート調査

ワーク・ライフ・バランスの実現のための条件として、女性からは女性が働くことや男性の家事参画への周囲の理解や協力が、男性からは労働時間の短縮や柔軟な働き方の推進等、働き方の見直しが挙げられています。男性の働き方を見直すとともに、男女がともに子育てや介護を担うことへの理解を浸透していくことが重要です。

■ワーク・ライフ・バランスの実現のための条件上位3項目（性別）

	第1位	第2位	第3位
女性(n=566)	女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること(34.5%)	在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること(25.6%)	男性が家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること(24.7%)
男性(n=434)	年間労働時間を短縮すること(43.5%)	在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること(28.8%)	代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること(27.6%)

資料：市民アンケート調査

現在収入を得る仕事をしていない理由として、女性の30歳代から40歳代では育児の負担が、50歳代では親や家族の介護・世話が挙げられており、女性が働き続ける上で障害になっていることとしても保育施設や保育時間の制度が整っていない、高齢者の介護等をしなければならないという理由が多くなっています。女性が様々なライフステージを経ても、希望する働き方を実現することができるよう、保育・介護サービスの充実や情報提供体制を強化することが重要です。

■現在収入を得る仕事をしていない理由（性年齢別）

	第1位	第2位	第3位
女性30歳代(n=23)	育児の負担が大きい(56.5%)	希望の仕事が見つからない(39.1%)	家事の負担が大きい(21.7%)
女性40歳代(n=26)	育児の負担が大きい(34.6%)	希望の仕事が見つからない(26.9%)	その他(23.1%)
女性50歳代(n=22)	親や病気の家族の介護・世話を(36.4%)	経済的に働く必要がない(22.7%)	希望の仕事が見つからない(18.2%)

資料：市民アンケート調査

■女性が働き続けるうえで障害になっていること（共働きの状況別）

	第1位	第2位	第3位
共働き(n=281)	保育施設や保育時間などの制度が整っていない(46.3%)	再就職時の求人の年齢制限(26.0%)	家族の理解や協力が得られない(24.6%)
片方のみ働いている(n=215)	保育施設や保育時間などの制度が整っていない(42.8%)	高齢者の介護や病人の看護をしなければならない(30.2%)	再就職時の求人の年齢制限(28.4%)
二人とも無職(n=190)	高齢者の介護や病人の看護をしなければならない(42.1%)	保育施設や保育時間などの制度が整っていない(36.8%)	再就職時の求人の年齢制限(25.8%)

資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

3-1-①男女がともに取り組む子育て・介護への支援

3-1-②仕事と家庭生活の両立支援

◆取組内容

3-1-①男女がともに取り組む子育て・介護への支援

男女が共に責任を分かち合い、家事・育児・介護等に参画することで、多様なライフスタイルを実現することができるよう、家庭生活を男女が共に担うことを双方に意識づける啓発やきっかけづくりに取り組みます。

❖ 男女がともに取り組む子育てへの支援

担当部署	こども課、健康づくり課、学校教育課、生涯学習課
取り組み内容	<p>父親の育児への積極的な参画に向けて子育てガイドの配布や学校行事への積極的な参加の働きかけを行います。</p> <p>また、育児を家族で協力して行うことができるよう、意識啓発に取り組みます。</p>
	<p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所親支援事業の充実 ○子育てパンフレットの発行 ○マタニティセミナー、パパのためのお風呂の入れ方講習会 ○父親向けの子育て参加パンフレットの配布 ○男性の学校行事等への参画促進 ○PTA家庭教育学級の充実 ○幼稚園家庭教育学級の充実

❖ 男女がともに取り組む介護への支援

担当部署	高齢介護課
取り組み内容	<p>要介護者等の家族に向けて、介護に関する知識や介護方法の普及啓発を行うことで、男女が共に担う介護への転換を図ります。</p> <p>また要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催することで、精神的負担の軽減を図ることができるよう、支援を行います。</p>
	<p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認知症介護教室の開催 ○介護への男性の参画促進のための啓発 ○介護者の集いの開催

3-1-②仕事と家庭生活の両立支援

働きながら子育てや介護に取り組む男女が、その希望に応じて必要な支援を受けることができ、子育て・介護を地域全体で支えることができるよう、多様なニーズに応じた子育て・介護サービスの充実に取り組みます。

❖ 地域で支える子育て環境の充実

担当部署	こども課
取り組み内容	働きながら子育てをすることを希望する保護者に向けて、地域での子育て支援を充実します。
	【具体的な事業】 <input type="checkbox"/> 保育所の整備 <input type="checkbox"/> 延長保育、乳児保育、一時保育事業 <input type="checkbox"/> 病児、病後児保育事業 <input type="checkbox"/> 駅前保育ステーションの充実 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業 <input type="checkbox"/> 学童保育事業

❖ 地域で支える介護サービスの充実

担当部署	高齢介護課
取り組み内容	仕事と介護の両立や、その負担の軽減に向けて、「高齢者福祉・介護保険事業計画」に基づき高齢者の生活や介護者を支援するためのサービスを充実します。
	【具体的な事業】 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センターの利用促進 <input type="checkbox"/> 介護保険制度についての出前講座の開催

◆ 市民に期待する取組

- ✓ 自ら子育てや介護支援の情報を入手するように努めましょう
- ✓ 男女がともに子育てや介護に関わることができるよう、家庭内で話し合いましょう
- ✓ 地域全体で子育てや介護を担うという意識を持ちましょう
- ✓ 家族で抱え込まず、困ったときは相談し、公的なサービスを利用しましょう

3-2 安心して暮らせる環境整備

◆現状と課題

本市では高齢化率が年々増加しており、全国及び埼玉県の数値を上回っているほか、ひとり親家庭についても、近年は横ばいとなっているものの、平成27年時点で約400世帯となっています。

特に女性については、出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となるなど、生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。さらに近年広まっている、「ワンオペ育児^{※16}」と呼ばれる言葉が示す通り、ひとり親家庭の保護者や、共働き世帯で一方が単身赴任となるなど、仕事と家事、育児を自分一人で抱え込まなければならない状況に陥っていることが社会問題となっています。

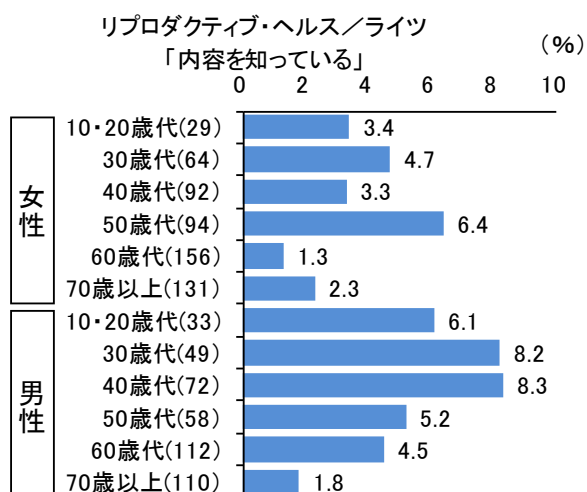
このような、支援を必要とする人が、地域のなかで孤立することなく、生活の場や安定した収入を確保することができるよう支援することが重要です。

また、女性は妊娠や出産等、生涯を通じて男性と異なる身体上の問題に直面することがあるため、男女が互いの身体的性差を十分に理解しあうことが、生涯を通じて健康な生活を実現するために重要となります。

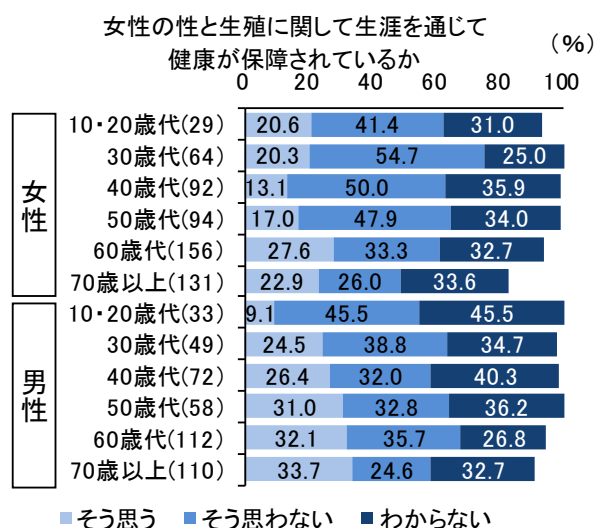
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）については、「内容を知っている」割合がいずれの性年代でも1割に満たない数字となっています。また、女性の性と生殖に関する健康が保障されていると思う割合は、男性の50歳以上を除く全ての性年代で3割を下回っています。

男女が共に自らの身体と健康に関する正しい知識を持ち、性と生殖に関する自己決定権を持つことが保障されるような社会づくりに向けて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を普及することが重要です。

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度



■女性の性と生殖に関しての健康の保障の有無



資料：市民アンケート調査

※16 ワンオペ育児：飲食店などで問題になった「ワンオペレーション（一人作業）」からの造語。仕事と家事、子育てを全て一人でやることを示す言葉として広がっている。

◆施策の方向性

3-2-①誰もが地域で生き生きと暮らすための支援

3-2-②生命と性の尊重の意識づくり

◆取組内容

3-2-①誰もが地域で生き生きと暮らすための支援

ひとり親家庭や高齢者、障がい者等、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けやすい状況にある人が、生涯を通じて、身近な地域で安心して充実した生活を送ることができる環境整備に取り組みます。

❖ ひとり親家庭等への支援

担当部署	こども課、学校教育課
取り組み内容	ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、また、保護者が安心して子どもを育てることができ、経済的な理由で子どもの就学機会が失われることのないよう、経済的支援や日常生活の支援に向けたヘルパー派遣、母子生活支援施設への入所措置、就労支援等を行います。
	【具体的な事業】 ○ひとり親家庭等医療費支給事業 ○児童扶養手当支給事業 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○母子生活支援施設への入所措置 ○ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業 ○小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業

❖ 高齢者への地域生活の支援

担当部署	高齢介護課
取り組み内容	高齢者が要介護状態になることを予防し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防事業や啓発活動等を行うとともに、介護保険制度の趣旨について普及啓発を行います。
	【具体的な事業】 ○介護予防教室等の開催 ○啓発パンフレットの作成・配布 ○介護保険制度についての出前講座の開催

❖ 障がい者への地域生活の支援

担当部署	障がい福祉課
取り組み内容	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用にあたって必要な支援を行うための相談体制の充実に取り組みます。
	【具体的な事業】 ○障害者相談支援事業の実施

❖ L G B T（性的マイノリティ）への支援

担当部署	企画課
取り組み内容	性的指向や性同一性障害など、性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、L G B T（性的マイノリティ）※17に対する理解促進に取り組みます。
	【具体的な事業】 ○L G B T（性的マイノリティ）への理解促進

※17 L G B T（性的マイノリティ）：近年、性同一性障がい者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）など、多様な性の在り方について、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、の頭文字を用いて、L G B Tと表現している。

3-2-②生命と性の尊重の意識づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯を通じて健康な生活を実現することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及と、女性特有の疾病予防に取り組みます。

❖ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発

担当部署	企画課、健康づくり課、学校教育課
取り組み内容	<p>女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行います。</p> <p>また各学校において性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知 ○マタニティキーホルダーの活用 ○健康教育・性に関する指導の推進

❖ 女性特有の疾病予防

担当部署	健康づくり課
取り組み内容	<p>健康診査を受ける機会のない若い女性のために健康診査及び事後指導を行います。また、女性特有のがんである乳がん、子宮がんの検診を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○30代までの健康力アップ健診（女性） ○各種がん検診 ○啓発資料の作成、配布

◆市民に期待する取組

- ✓ 少しでも困ったことがあれば、関係機関に相談しましょう
- ✓ 困っている人には思いやりの心を持ち、必要に応じて関係機関につなぎましょう
- ✓ 互いの性を尊重し、性や健康に関する自己決定権を認め合いましょう

基本目標4 あらゆる暴力の根絶 北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

4-1 暴力の根絶のための意識啓発

◆現状と課題

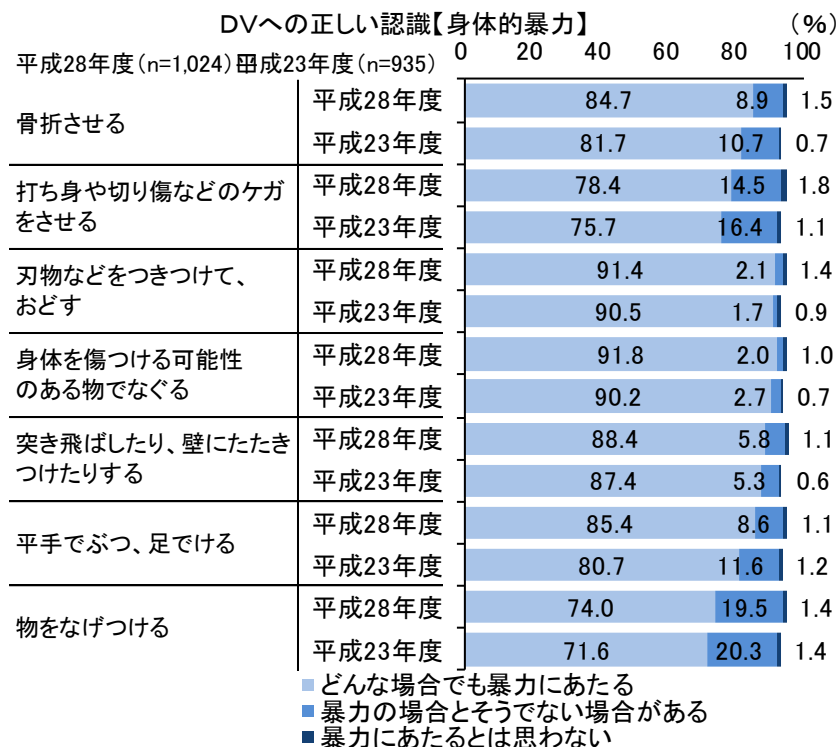
DVは、外部から発見困難な家庭や職場など身近な人の間で行われることが多く、また、被害者本人からの訴えが基本であるため、相談窓口の支援につながらず、問題が潜在化しやすい傾向があります。

DVへの正しい認識として、身体的暴力については概ねいずれの項目も「どんな場合でも暴力にあたる」という認識が高く、前回調査と比べて増加しています。一方で、精神的暴力、性的暴力は、過去5年間で「どんな場合でも暴力にあたる」という認識は高まっているものの、身体的暴力と比べて低くなっています。

また、[何を言っても、長期間無視し続ける]や[交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する]、[収入や貯金を勝手に使う]は「暴力にあたると思わない」が約1割と他に比べて高くなっています。

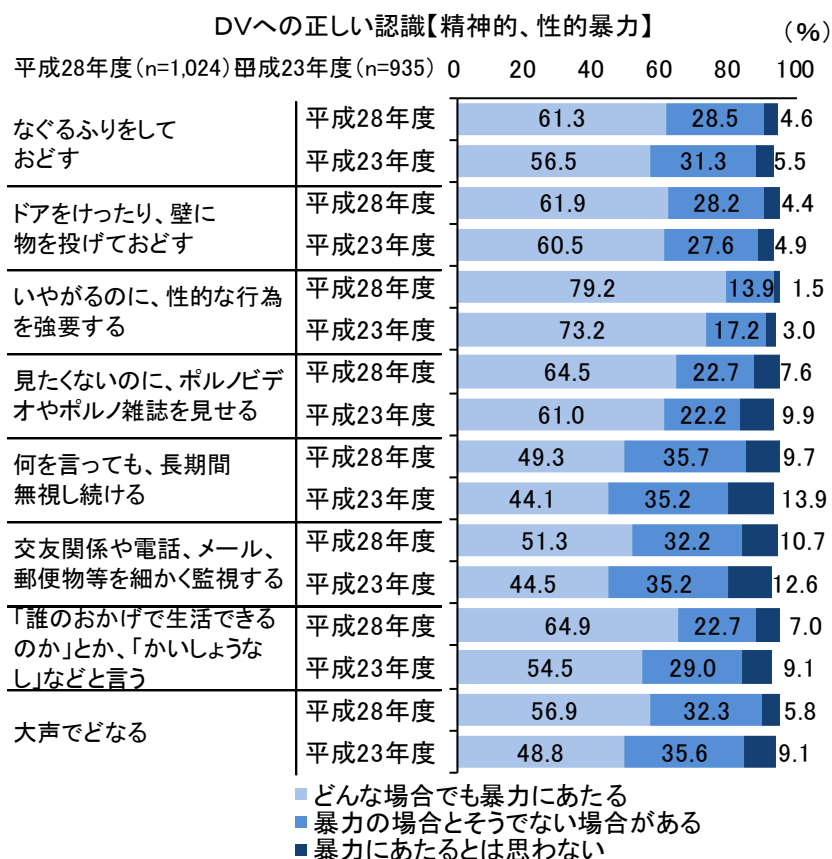
引き続き、「暴力は決して許されるものではない」という認識を高めるとともに、暴力に対する正しい知識の普及など、市全体であらゆる暴力の根絶に向けて取り組むことが重要です。

■DVへの正しい認識（経年比較）



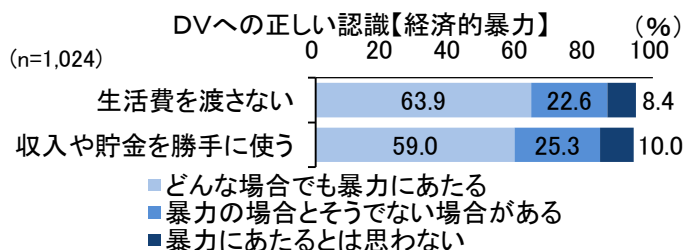
資料：市民アンケート調査

■DVへの正しい認識（経年比較）



資料：市民アンケート調査

■DVへの正しい認識



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

4-1-①意識啓発・広報の充実

4-1-②地域における暴力防止対策の推進

◆取組内容

4-1-①意識啓発・広報の充実

身体的暴力だけではなく、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力といった、あらゆる男女間の暴力を「DVである」と認識し、「DVは犯罪である」という問題意識を市民一人ひとりが持つことができるよう、あらゆる機会を活用し、継続的に啓発事業を実施します。

❖ 暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実

担当部署	企画課
取り組み内容	広報紙やパネル展などで、DV防止の啓発に継続的に取り組むとともに、デートDV防止に向けて、PTAなどと連携した啓発事業を検討します。
	【具体的な事業】 ○ドメスティック・バイオレンス、デートDVを防止するための啓発

❖ 各種ハラスメントの防止【再掲】

担当部署	総務課、産業振興課
取り組み内容	働く場における暴力の防止として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備への支援を行います。
	【具体的な事業】 ○各種ハラスメント防止に向けた啓発

4-1-②地域における暴力防止対策の推進

地域における様々な団体や事業所のなかで、一人ひとりがDVに対する問題意識を持ち、未然にDV被害を防止するとともに、継続的な見守りや、必要に応じて専門機関に繋ぐことができるよう、地域における暴力防止対策に取り組みます。

❖地域における暴力防止対策の推進

担当部署	企画課、関係各課
取り組み内容	自治会、農業委員会、商工会、人権擁護委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの市内の団体や市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、地域全体で暴力を許さないという意識の浸透を図ります。
	【具体的な事業】 ○自治会、市民団体等への啓発

◆市民に期待する取組

✓ 暴力には身体的暴力のほかに、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力があることを認識し、個人の尊厳を侵害する行為であることを認識しましょう

4-2 相談体制の充実

◆現状と課題

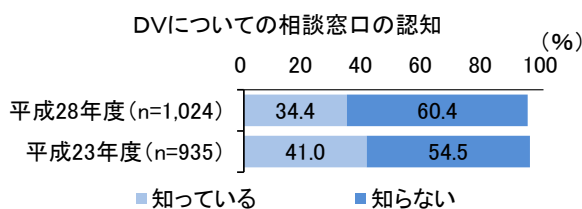
DVについての相談窓口は、前回調査と比較して認知度が下がっている状況です。またDV被害を受けた人が、誰か（またはどこか）に相談することができたかという問いに対し、女性では約6割、男性では約8割が「相談しようとは思わなかった」と回答しています。

相談しようとは思わなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が男女ともに最も多く、被害者側においても暴力を暴力として認識していないことなどが考えられます。

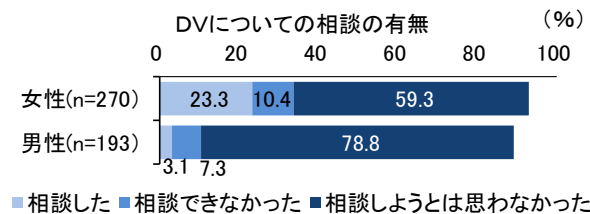
また相談した場合の相談先についても、家族や親せき、友人が大半を占めており、相談相手としての公的機関の利用状況が少なくなっています。

引き続き、相談窓口の周知に向けて取り組むとともに、性別を問わず誰もが気軽に相談することができるよう、相談しやすい体制づくりに取り組むことが重要です。

■DVについての相談窓口の認知（経年比較）



■DVについての相談の有無



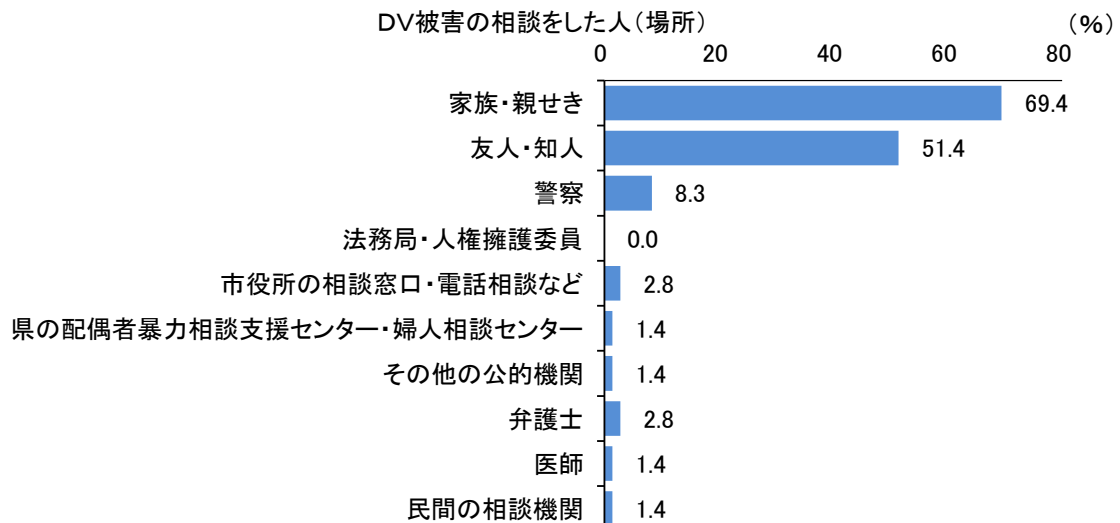
資料：市民アンケート調査

■DVの相談ができなかった理由上位3項目（性別）

	第1位	第2位	第3位
女性(n=270)	相談するほどのことではないと思ったから(61.2%)	相談しても無駄だと思ったから(27.1%)	自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから(25.5%)
男性(n=193)	相談するほどのことではないと思ったから(63.9%)	自分に悪いところがあると思ったから(31.9%)	相談しても無駄だと思ったから(22.3%)

資料：市民アンケート調査

■DV被害の相談先



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

4-2-①相談体制の充実

◆取組内容

4-2-①相談体制の充実

DV被害が深刻化する前に支援相談につながるができるよう、気軽に相談できる窓口の周知に努めるとともに、相談員の技術向上や、庁内及び関係機関との連携による相談体制の強化に取り組みます。

❖ 総合相談窓口の充実

担当部署	企画課、こども課、学校教育課
取り組み内容	<p>被害者が適切な相談を受け、適切な機関に繋ぐことができるよう、庁内各課及び関係機関との連携を図ります。</p> <p>さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害が長期化し被害者が困難な状況に陥ることを防止します。</p>
	<p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の充実 ○相談窓口の周知 ○家庭児童相談の充実 ○教育相談の充実

❖ 相談しやすい体制の整備

担当部署	企画課、市民課
取り組み内容	<p>法律相談や人権相談に女性相談員を配置し、女性が相談しやすい体制の整備に取り組むとともに、相談員や相談担当職員を研修に派遣するなど、最新の情報に基づいた適切な相談を実施できるよう相談員の相談技術向上に努めます。</p> <p>また男性のDV被害者にとっても相談しやすくなるよう、体制の検討を行います。</p>
	<p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談しやすい体制の整備 ○女性相談の実施 ○相談員の相談技術向上 ○男性のDV被害者に向けた配慮の検討【新規】

◆市民に期待する取組

- ✓ 暴力を受けているかもしれないと思ったら、一人で悩まず相談しましょう
- ✓ 身近な人から相談を受けたら、被害者を責めるような言い方をしないでください。また、専門の窓口にご相談するよう進めてください

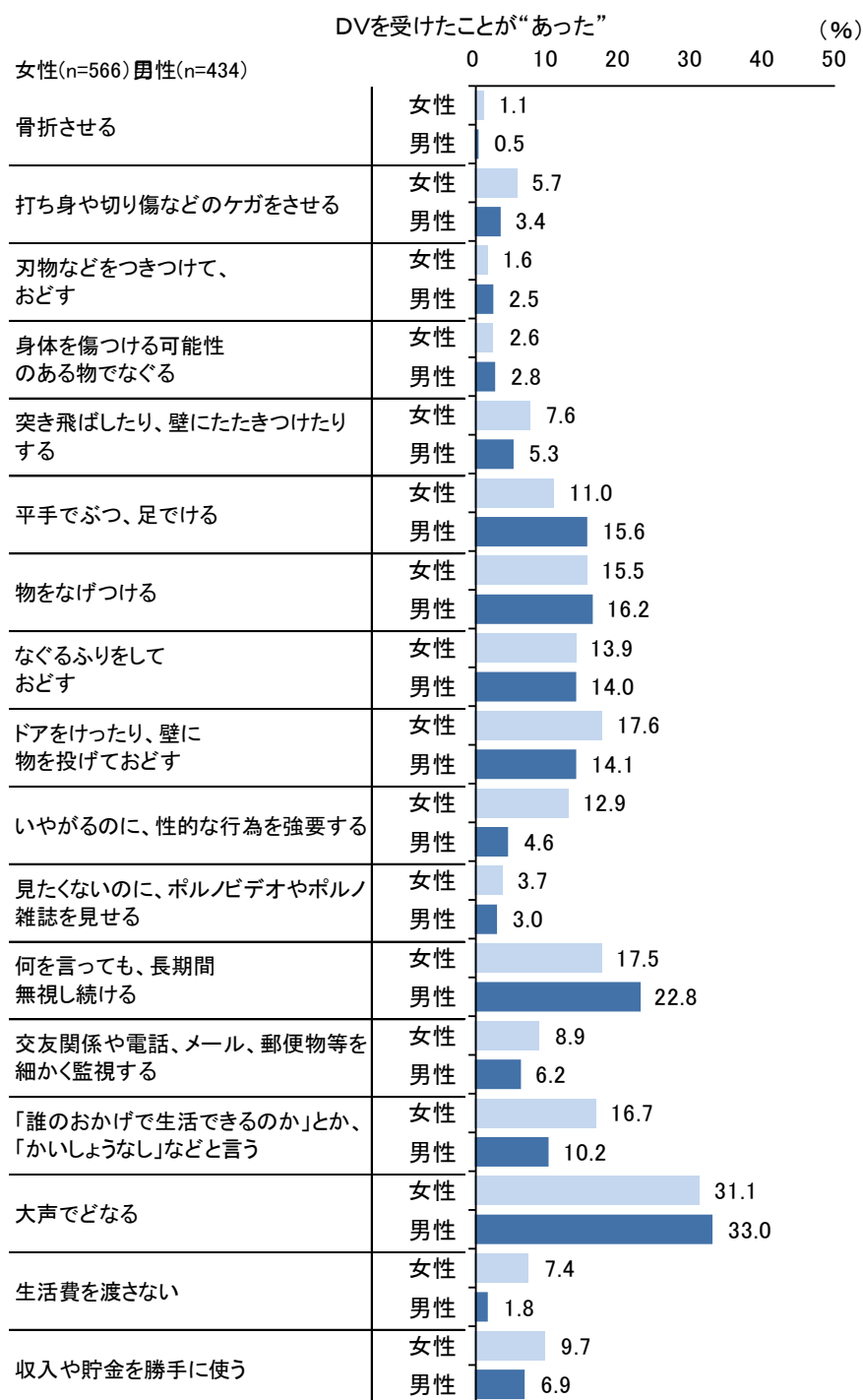
4-3 暴力被害者の保護・支援

◆現状と課題

DV被害の状況は、[大声でどなる]や[何を言っても、長期間無視し続ける]が男女ともに多く、いずれも男性の被害がやや多くなっています。

DVを防ぐために重要なこととして、「被害者が援助を求めやすくするため、情報提供体制を充実させる」や「被害者が家庭内のことを打ち明けられる相談体制を整備する」が高くなっています。

■DV被害の状況



資料：市民アンケート調査

■DVを防ぐために重要なこと上位3項目

	第1位	第2位	第3位
全体 (n=1,024)	被害者が援助を求めやすくするため、情報提供体制を充実させる(26.4%)	被害者が家庭内のことを打ち明けられる相談体制を整備する(24.5%)	家庭・学校における人権やDVについての教育を充実させる(15.4%)

◆施策の方向性

4-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

4-3-②被害者の自立支援

◆取組内容

4-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

DV被害者について、加害者によって生命を脅かされる危険性が伴う場合など、被害者を適切に保護し、安全を確保することができるよう、関係機関との連携強化を行います。

❖ 暴力被害者の緊急時安全確保と対応

担当部署	企画課、福祉課、こども課、学校教育課
取り組み内容	警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する体制整備に取り組みます。また、DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、適切に対応することができるよう、要保護児童対策協議会の充実に取り組みます。 【具体的な事業】 ○暴力被害者の緊急時安全確保と対応 ○DV対策連携会議の充実 ○要保護児童対策地域協議会の充実

❖ 被害者等の届出手続きに関する支援

担当部署	企画課、市民課、こども課、学校教育課
取り組み内容	DV被害者の二次被害を防ぎ、市役所での諸手続きを安全かつ迅速に行うことができるよう、窓口に同行するなど、支援を行います。 【具体的な事業】 ○被害者等の届出手続きに関する支援

4-3-②被害者の自立支援

DV被害者が自立し、安心して暮らすことができるよう、住居の確保や同伴する子どもの教育支援、経済的な自立支援、生活を安定させるための就労支援等、生活基盤の安定に向けた支援を行います。

❖ 被害者の自立に関する支援の充実

担当部署	企画課、市民課、福祉課、こども課、学校教育課
取り組み内容	DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、生活保護制度の適切な運用、手当の申請や保育所入所等の手続きを適切に行うことができるよう支援します。 また、必要に応じてDV被害者が同伴する子どもの相談を行うとともに、被害者が同伴する児童の就学等に対応し、学校と連携して適切な心のケアを行います。
	【具体的な事業】 ○被害者の自立に関する支援の充実

◆市民に期待する取組

- ✓ 加害者から離れて暮らしているときでも、自分や子どものことで不安があれば専門機関に相談しましょう
- ✓ 自分を大切にして、積極的に支援を利用しましょう

基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化

5-1 計画の総合的な推進体制の充実

◆現状と課題

男女共同参画の推進にあたっては、取り組む施策が多岐にわたるため、総合的かつ計画的に展開していく必要があります。そのため、庁内を含め、市民・団体・事業者等それぞれの立場から男女共同参画の重要性を認識し、一人ひとりが推進に向けて取り組むことが重要です。

今後も計画の着実な推進に向けて、庁内全体で男女共同参画の必要性・重要性を認識して計画に取り組むことができるよう、市職員への啓発や、ロールモデルとなる男性・女性の育成を行います。また関係機関と連携し、計画の進行管理体制の強化に取り組むとともに、男女共同参画に関する国内外の取り組みや課題について、継続的に調査研究・情報収集に取り組むことが重要です。

◆施策の方向性

5-1-① 庁内における男女共同参画の推進

5-1-② 庁内推進体制の充実

5-1-③ 計画の進行管理

5-1-④ 調査研究・情報の収集と提供

5-1-⑤ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

◆取組内容

5-1-①庁内における男女共同参画の推進

本市における男女共同参画の推進に向けて、市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実現させ、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できるよう、庁内における男女共同参画の視点に立った職場環境の整備に取り組みます。

❖ 施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進

担当部署	総務課、関係各課
取り組み内容	<p>行政組織の中での男女共同参画を推進し、施策の立案や決定の過程において男女双方の視点を反映することができるよう、昇任・昇格等において女性を積極的に登用するとともに、女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性職員の管理職への登用 ○性別にとらわれない職員配置の推進

❖ 女性職員の研修機会の拡大

担当部署	総務課、関係各課
取り組み内容	<p>女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画することができるよう、政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制をつくり、管理職としての能力開発及び意識改革を図ります。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性の研修機会の拡大 ○職員の能力開発の支援

❖ 男性職員の家庭参画の促進

担当部署	総務課
取り組み内容	<p>男性職員の家庭参画を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児休業・介護休業等、各種制度の周知を図ります。また、各種制度を職員が積極的に利用できるよう、上司の理解を深めるための取り組みを検討します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男性職員の育児休業・介護休業の取得促進 ○部下や同僚等の育児、介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮できる職員の育成【新規】

5-1-②庁内推進体制の充実

本市における職員一人ひとりが男女共同参画の実現をめざすという共通認識を持って職務に当たることができるよう、男女共同参画に関する意識啓発を行います。

❖ 庁内推進体制の充実

担当部署	企画課、総務課
取り組み内容	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要があることから、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進めます。また市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることのできるよう研修を実施します。 【具体的な事業】 ○庁内推進体制の充実 ○職員研修の充実

5-1-③計画の進行管理

本計画の着実な推進に向けて、計画に基づく施策の実施状況の管理と検証を行うとともに、その結果を公表するなど、PDCAサイクル¹⁸に基づく進行管理を行います。

❖ PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

担当部署	企画課
取り組み内容	計画に基づく施策の実施状況を毎年度把握し、男女共同参画審議会において検証を行うとともに、その結果を年次報告書として取りまとめ、公表するなど、本計画の着実な推進に努めます。 【具体的な事業】 ○男女共同参画審議会の充実 ○男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表

※18 PDCAサイクル：管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

5-1-④調査研究・情報の収集と提供

男女共同参画の推進は国際的な動きとともに進められてきた背景があり、今後も世界的な動きについて理解と関心を深めていくことができるよう、国内外の取り組みや課題について調査研究、情報の収集を行います。また、調査研究の成果や収集した情報について、広報紙や男女共同参画コーナー等を通じて市民に提供します。

❖ 男女共同参画に関する調査研究・情報の収集と提供

担当部署	企画課
取り組み内容	男女共同参画に関する調査研究や、国内外の最新の動向について情報収集と提供を行います。
	【具体的な事業】 ○男女共同参画に関する情報収集・提供

5-1-⑤国・県・市民・団体・事業者等との協働

男女共同参画の推進に向けた施策は多岐にわたることから、市内団体や事業者等、地域との連携が不可欠です。そのため、市内事業者や団体に対し、意識啓発や情報提供等の支援を行うなど、協働による男女共同参画の推進に取り組みます。また、国や県に対しても働きかけや情報交換等を行うなど、連携して取り組みを推進します。

❖ 市民・団体・事業者等との協働による男女共同参画の推進体制強化

担当部署	企画課
取り組み内容	市民・団体・事業者に対し、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、地域で男女共同参画に関する研修などが行われた際の講師を派遣するなど、地域における男女共同参画に関する学びを支援します。 また、男女共同参画推進者登録制度により、市民・事業者・各種団体の活動を支援します。
	【具体的な事業】 ○市民、事業者等への男女共同参画に関する情報提供 ○国・県との連携 ○研修等への講師派遣 ○男女きらきら北本いっしょにプログラム（男女共同参画推進者登録制度）の推進

